

条文について

前文について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

安達武雄様から頂いたご意見

倫理規定案についての意見を述べます。要点は公衆の安全だけでなく、「健康、福利」を追加することにあります。

前文5行目に以下を追加・修正する：

を遵守し、“公衆の安全、健康、および福利”を確保する。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

“公衆の安全、健康、および福利”とせよ、とのご意見ですが、ここではこれらを広義の安全に含めて理解しています。

柴山哲男様から頂いたご意見1

「大きな災禍も招く可能性があること」の前に「適正な処理を欠いた場合」または「取扱を誤った場合」等の字句を入れた方が良い。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

委員会での検討では、「大きな災禍をも招く可能性があること」に変更し、そうなることもありうることを強調しました。もちろんそうなるのは「適正な処理を欠いた場合」ですが、説明を加えていきますと長くなりますので、会員が言葉を補って読むことにしたいと存じます。

柴山哲男様から頂いたご意見2

「法令・規則を遵守し、安全を確保する」を例えば「法令・規則を遵守するのみならず、更に積極的に安全を確保するよう努力する」等とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

これもご指摘の通りとは思いますが、長くなりますので、会員が言葉を補って読むことにしたいと存じます。

宅間正夫様から頂いたご意見1

「原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、＜極めて稀といえども＞大きな災禍も招く可能性<リスク（or 危険性）>があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。」とする。

理由：「可能性」は積極的に起こるイメージを与えそうなので「リスク」もしくは「危険性」

の方がよくないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでおります。「極めて稀といえども」も同じ理由で不用と考えます。

宅間正夫様から頂いたご意見 2

「そのため原子力の研究、開発、利用および教育に取り組むにあたり、公開の原則のもとに、自ら知識・技能の研鑽を積み、自己の行為に誇りと責任を持つとともに<常に自らを省み>、社会における調和を図るよう努め、法令・規則を遵守し、安全を確保する。」とする。

理由：「誇りと責任」は恣意とおごりにつながりかねないので常に「自省」とペアであるべき。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご意見を拝承し、付け加えることに致しました。なお、原文にありました「理解を得る」につきましては別の方から「理解をするかしないかは、社会側の評価の問題であり、理解をおしつけるべきではない。」とのご意見があり、削除しました。

匿名希望E様から頂いたご意見

前文第2段落2行目「社会における調和と理解を得るよう努め、」を「社会における調和を図るよう努め、」に改める。

（理由）

理解をするかしないかは、社会側の評価の問題であり、理解をおしつけるべきではない。もちろん、原子力活動に関与する者には、依然として高い使命感を維持することが求められ、その活動が社会に理解されることは重要である。しかし、理解されるかどうかは、会員の努力の結果であって、倫理規定（案）中に「理解を得るよう」とまで規定するのは、言いすぎである。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

押し付け的表現を改め、ご意見のように「社会における調和を図るよう努め」とします。

殿岡衛様から頂いたご意見 1

前文における「原子力による人類の福祉と持続的発展」ならびに「地域と地球の環境保全」への貢献という表現は、時により、相反することになりはしないか、その場合、この順序で重要なのか、ということについて、どのような検討がされたのかお聞かせいただければ、私の勉強になると思います。（環境倫理と生命倫理の違い？）

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

前文の「原子力による人類の福祉と持続的発展」と「地域と地球の環境保全」の二つが相反することもありうることは委員会でも話題となりました。なお、前文や憲章については

項目の順序についても検討がなされています。この順で並べたのはこの順で重要と考えているとお考えになって差し支えございません。

殿岡衛様から頂いたご意見 2

前文の「持続的発展」という表現、行動指針 1 - 3（現在は 1 - 5）における「経済の持続的発展」の持つ「発展」の具体的な意味合いはどのようなものでしょうか。

これらの表現にはなんとなく「人口」や「生産活動」が増加していくという印象が与えられているように感じますが、そうであれば、人類又は経済が発展することを絶対的な善と捉えてよいのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

当初は「経済の持続的発展」と同じ意味で「適正な経済成長」という表現も行動指針（現・行動の手引き）では使っておりました。北岡逸人殿のご指摘で「経済の持続的発展」に統一したという経緯もあります。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたものだそうで、「発展」とは「成長」のように大きくなることだけを意味するものではありません。人類または経済が質的により良いものになっていくことは善だと考えます。

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

吉岡直樹様から頂いたご意見

前文については物足りなさを感じます。倫理規定全般を初めて読んで強く感じたことは外から規制されているということです。規定は形式上、外からの制約的表現とならざるを得ないかもしれませんが、内容は、あくまでも内発的、自発的なものであるべきだと考えます。その意味で、前文には、内発性、自発性を高める表現がもう少し強調されてもいいと思います。その方が外からの強制と言う印象が緩和され、自分が自らの意思でなそうと思っていたことを規定として表現したものだと感じることができ、規定として初めて実効のあるものになると思います。

慣れていませんが、前文のはじめの方の文案例を記載します。参考下さい。

“ 20 世紀前半、人類は、原子力という人類がこれまで経験したことのない、従来の百万倍の発生密度を有する新たなエネルギー源を手にした。この原子力は人類に著しい利益をもたらすと共に、大きな災禍をも招く可能性がある。この功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかはひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会員は常に深く認識すると共に、この原子力の平和利用に直接携われることができる誇りと使命を胸に、原子力による人類の福祉と持続的発展…… ”

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘ありがとうございました。基本的には拝承いたします。ただ、「20 世紀前半、人類は、原子力という人類がこれまで経験したことのない、従来の百万倍の発生密度を有する

新たなエネルギー源を手にした。」という文については、エネルギー利用だけを強調することになり放射線利用を軽視することになる、前文をあまり長くするのは避けるべき、等の意見があり、省かせていただきます。また、「使命を胸に」という表現は「使命感を胸に」という表現に直させていただきます。採用しようとしている前文の最初の部分は次の通りです。

原子力は人類に著しい利益をもたらすとともに、大きな災禍をも招く可能性がある。功罪両面を有する原子力を人類の福祉に役立てられるかどうかは、ひとえに人類の英知にかかっている。このことを我々日本原子力学会会員は常に深く認識するとともに、この原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を胸に、原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。

匿名希望H様から頂いたご意見

前文3行目：人類の福祉という用語がわかりにくい。技術者の倫理規定では、公衆の安全・健康・福利となっており、この方がわかりやすいのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「福祉」とするか「福利」とするかで委員会内でも意見が分かれてきましたが、結局「福祉」のままとすることにしました。委員会としては「福祉」も「福利」も英語では welfare であり、同意語だと考えております。ただ、「福祉」は社会的弱者に対し使われることが多く、それが「人類すべての福祉」というとしっかりこない理由だと思います。一方、福利は「福利厚生」という形で使われることが多く、やや「利」に重点が置かれていると感じる人が多いようです。なお、安全・健康に係る意識も含め題記用語を採用しているにご理解下さい。

匿名希望M様から頂いたご意見 1

前文について：ほんの少量の燃料から莫大なエネルギーを、取り出せるという原子力の持つ特質から、なぜ原子力の平和利用が必要なのか(核不拡散等も含む)、の観点からの倫理規定の重要性について、特に解説が必要と考える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

原子力学会の目的は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること（日本原子力学会定款第2条）」ですので、会員は誰しも原子力の平和利用の必要性を理解しているものと思います。ただ、必要性の程度や理由まで共通認識に達しているとは思えません。その共通認識を得ることは倫理規程の目的ではなく、そのような解説を倫理規程の中に持ち込むことはそぐわないと思います。ただ、重要なことなので、今後は倫理委員会内で議論して、倫理規程の解説ではもう少し詳しいことを書いていきたいと存じます。なお、新たな核兵器製造を防ぐための核拡散防止の注意は、日本原子力学会会員の義

務だと考えられます。そこで<核拡散への注意> 1 - 3 .として次のような条文を加えることを考えております。

会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。

匿名希望M様から頂いたご意見 2

前文について：原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか、についての解説が必要と考える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「原子力が人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができる」ことこそが原子力の平和利用を進める理由であり、「原子力の開発発展に寄与する（日本原子力学会定款第2条）」ことを目指す会員誰も認めているところだと思います。ただ、「原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか」については、個人的温度差もあるし、詳細認識も異なると思います。統一的な見解に意見を集約させることも不要と考えます。したがって倫理規程の中には書き込みません。ただ、今後は倫理委員会内で議論して、倫理規程の解説ではもう少し詳しいことを書いていきたいと存じます。

（2009年の改訂で前文中に「エネルギーの安定供給や放射線の利用など人類に大きな価値をもたらす」を追記した。）

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

稲村卓様から頂いたご意見

前文のはじめにある、「功罪両面を有する」という文言を削除していただきたいと思えます。すでに、その前にある文章で必要かつ十分であると考えからであります。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

「功罪両面を有する」という文言は冗長ではあっても繰り返し強調すべき点だとは考えます。しかし、この文章が前文にあることが多くの会員にとってやや気障りであるために、倫理規程全体を読むことへの躊躇や拒絶の反応があることも問題だと考えました。そこで今回の改訂では、行動の手引で「原子力利用の基本方針」や「平和利用の限定」、「核拡散への注意」等を記載していることを踏まえ、次のように文章を変えることと致しました。

我々日本原子力学会会員は、原子力技術が人類に著しい利益をもたらすだけでなく、大きな災禍をも招く可能性があることを深く認識する。その上に立って原子力の平和利用に直接携わることができる誇りと使命感を抱き、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を強く希求する。

匿名希望P様から頂いたご意見 1

「大きな災禍をも招く可能性がある。」について

この書き方では、「単に可能性がある。」だけのように聞こえますが、単なる「可能性」ではなく、過去に実際に、原爆も原子力事故もありました。この書き方は、「現実にあった災禍」を他人事と考えているように感じさせてしまいます。過去の事例を重く受け止めていることが伝わるような表現に替えた方がいいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

ご意見に対し、より適切な表現の検討をいたしました。結論として、表現の変更はしないことといたしました。

原子力が既に大きな災禍を招いたことがあることは誰しもがよく認識していることです。

「大きな災禍をも招く可能性がある。」としているのは、その事実を無視したり他人事と考えているのではありません。むしろ今後も起こりうることだということを強調するためです。前文はできるだけ短いものとしたいため、重要なことは重複していても記述しますが、不要と考えたことはできるだけ省いております。この点どうかご理解をお願いします。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 再回答)

前文に関しては前回ご回答いたしましたように短い表現としておきたいため、そのままとさせていただきます。ただご指摘の点は重要ですので、行動の手引では対応いたします。具体的には、行動の手引 2 - 1 . に次の下線部を書き加えました。なお、これに伴い文章の前半も見直しております。

<安全確保の努力>

2 - 1 . 会員は、たとえ平和利用であっても、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、過去の原子力災禍がもたらした影響を今後の教訓として深く認識し、安全確保のため常に最大限の努力を払う。

匿名希望 P 様から頂いたご意見 2

「原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。」について

「原子力による地域と地球の環境保全への貢献」とは、何を意味しているのでしょうか。「地球の環境保全への貢献」とは、「発電過程の二酸化炭素の発生抑制」を指していると思われませんが、原子力発電によって生じる放射性廃棄物の環境影響を過小評価しているように感じます。「地域の環境保全への貢献」とは、具体的に何を指しているのかわかりません。これまでを考えると、鳥取のウラン残土のような「環境汚染」の例しか思いつきません。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

「原子力による地域と地球の環境保全への貢献」には「発電過程の二酸化炭素の発生抑制」も含まれますが、そのような既に貢献の方法がわかっているものだけを意味していません。行動の手引 1 - 4 . (現在は 1 - 5) にもありますように、人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、ご指摘の放射性廃棄物の影響を含む環境の保全という課題をともに達成することが必要ですが、

それに至る道筋は容易ではありません。大型水力、大型火力建設によって生じる環境破壊の抑制、発電過程の二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物の発生抑制、風力発電による騒音の抑制など相対的な環境保全以外の、我々が見出しえていない道筋も含めて、会員は原子力による地域と地球の環境保全に貢献すべきだと考えています。

匿名希望P様から頂いたご意見3

「社会との調和を図るよう努め」について

この文章では会員が「自らと社会」の調和を図るように努力するということになりますが、この文の中では、浮いているように感じます。この部分がなければ、「法令遵守」「安全確保」に関する一文としてすっきりします。

HPの修正版の説明では「社会における調和」を平易な「社会との調和」に直したと書いてありましたが、「社会との調和」が平易な表現とは思いません。あまりに抽象的な表現で、共通理解を得られる言葉ではないと思います。

また、この「調和」は、「自らと社会」ではなく、「原子力技術と社会」の調和に向けて会員は努力せよということではないのでしょうか。この一文に入れ込むのは無理があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通り「社会との調和」とは「原子力技術と社会の調和」の意味も含まれます。ただそれだけでなく、原子力に携わる会員の専門活動と社会との調和の意味もあります。短い文章の中にいろいろな意味を込めましたため、やや判りにくいかもしれませんがご理解ください。

この文は単に「法令遵守」や「安全確保」に努めることはもちろん、社会の一員としてなくてはならないものとなるべきだと主張するものです。「法令遵守」や「安全確保」は社会に悪をなさないという意味で会員が当然行うべき内的な行為への要求ですが、「社会との調和」は社会に善をなすという意味で会員が専門家として進んで社会に働きかけるという外的な行為への要求です。この部分は是非残させていただきたいと存じます。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

芹沢昭示様から頂いたご意見

最初の書き下し部分「・・・誇りと使命感を抱き、・・・」

本学会に会員として登録する人々は多種多様な理由から入会すると思います。この倫理規程に述べられていることは正論であり、理想ですが、匿名希望氏からの質問に代表されるように、100%会員にこの趣旨を規程するにはやや問題があるように思います。会員の多様な考え方も尊重することの必要性は「行動の手引き2-9（現在は2-10）」の延長上にあると思います。この部分の文言がなくても、本倫理規程のよって立つ素晴らしい理念は失われないものと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

倫理委員会においても、この表現の調子が強すぎる、高い立場からの物言いを感じられるなどの意見はございました。しかし、科学技術者の責任が強く求められる今、誇りと使命感を抱きつつ業務に向かい合うべきという理想の旗は降ろすべきでないという意見が圧倒的多数でした。この結果を踏まえ、この部分はそのままとさせていただきたいと存じます。なお、同文中に「原子力の平和利用に直接携わる」とありますが、いろいろな立場の会員がいることを考慮し、「直接」は削除することといたしました。

匿名希望Q様から頂いたご意見

文章で最初の所だけが、我々原子力学会会員となっていて、後ろは全て、原子力学会員です。細かいところですが、最初の我々も無くてよいかなと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ここは文頭であり、倫理規程全体に宣誓文的意味合いを持たせるためにも意識的に「我々」を残したいと存じます。

小林勝利様から頂いたご意見

原子力の研究、開発、利用および教育を取り組むにあたり、（公開の原則）のもとに・・・
（ ）を自主、民主、公開の原子力三原則のもとに・・・とする

理由

公開には、自主、民主が前提となることであり、基本法を高らかに謳う必要があります。当然守るべき重点である「原子力三原則」の欠如が原因と思うからです。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

本倫理規程は日本原子力学会会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き示したもので、一部組織が守るべきものも含まれていますが、基本的には個人として守るべきものを並べています。個人として原子力開発にあたり「自主」「民主」の原則を意識せよと言われても、具体的にはどのような行動をすればいいのか難しいのではないかと思います。公開の前提は「自主」「民主」だとも言えますが、個人として気をつけるべきは「公開」であり、それが自主的、民主的原子力開発に結びつくとも言えます。原子力三原則は原子力基本法に明記されていることもあり、倫理規程としては原文のままさせていただきたいと存じます。

憲章 1 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

武田邦彦様から頂いたご意見

第一条「解決に向けて、・・・平和利用に徹する」という文章のつながりは、むしろ「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」というのはどうでしょうか？「平和利用」は限定項目であり、行動は「解決に努める」のでは無いかと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

文章表現についてのご意見です。特に平和利用を強く表現したかったため、このような順序としたのですが、確かに文章のつながりから、ご指摘の方が良いので、採用させていただきます。

「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」

宮沢龍雄様から頂いたご意見

憲章の1番目の「平和利用」はここにあげるべき性質のものでしょうか？全文には“法令・規則を遵守”というくだりがありますのでくどくなる事と、外国籍の会員、特に核保有国の会員はどうすれば良いのか判らなくなるのではないのでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

たしかに我が国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。しかしこの条文の意味は原子力基本法を守ることだけを意味するものではありません。行動指針1-2.で述べているように、「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない」のです。将来、原子力基本法が改悪され、我が国も法的には核兵器開発を認める恐れも皆無とはいえないかもしれません。そのようなことがあろうとも会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないと思います。なお、この条文は当然外国籍の会員にも適用されます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。

匿名希望F様から頂いたご意見

憲章の第1項目に「会員は、原子力の平和利用に徹する」という項目があり、会員は原子力の平和利用に徹しなければいけないとあります。それと同時に核兵器の製造・開発等に携わってはいけないとあります。

ひところ、原子力の研究者に「核兵器の製造や開発に携わらない」という趣旨の誓約（署名）をしてもらうという運動が流行っていたことがあります。この運動は、新聞などでも取り上げられ、メディアからの好意的な反応などもありましたが、私の知る限りでは研究者全員に好意的に受け止められてはいませんでした。「いかなる状況でも核兵器の製造に携わらない」とは言い切れない、「殺されるよりは核兵器を作る方がいい」というような意見を言う者が多かったようです。

この運動の是非はともかく、「核兵器の製造に携わるか」という問題は非常に重いテーマだと思います。核兵器が人を殺すことを目的とした兵器であることは間違いないのですが、そのことで「核兵器の製造」を悪と決めつけていいのでしょうか。たとえば、学会誌の4月号の「倫理規定案」に関する議論の中では「自衛のための兵器は認められるべき」とあります。それなら、「抑止力としての核兵器は認められないのか？」という議論があってもおかしくないと思います。倫理規定に入れる以上は、この件に関して、徹底的に議論すべきだと思います。

核兵器に関する議論は、日本ではあまりにタブー視されてきた結果、まだしっかりとした国民的議論も尽くされていないと思いますし、コンセンサスも得られていないと思います。核兵器を肯定するような発言が非常に危険視されるような風潮があるので、その結果、核兵器を絶対的な悪と決めつける意見しかでてこないと思うのです。私が周囲の人間と話をした限りでは、現在の日本が核兵器は持つべきでない、ということでは意見は一致しますが、未来永劫にわたっても持つべきでないか、国の安全が脅かされる事態になってもそうか、という意見は大きく分かれます。

私は議論を尽くさないままに、早々に「核兵器の製造・開発には携わらない」ことを、ある意味で学会員に「強要」することに抵抗を感じます。日本で原子力の研究をしている以上は、日本原子力学会員にならないことはほとんどあり得ないことです。たとえば、私自身が日本原子力学会から退会することはほとんど考えられませんが、その学会が「会員は核兵器の製造・開発に携わってはならない」と規定するのは、「核兵器=悪」という考え方を強要されているように感じます。

いやしくも「倫理」という以上は、個人の考え方や価値観にとらわれない普遍的なものであるべきであると考えます。日本原子力学会の倫理規定ですから、日本人の価値観が多少は入り込むべきとは考えますが、倫理とは究極的には民族・宗教を問わず誰にも受け入れられるべきものであるべきではないでしょうか。たとえば、外国人がこの日本原子力学会の「倫理規定」を見た時には、あえて「核兵器の製造」にまで踏み込んでいることを奇異に感じるのではないのでしょうか。逆説的に言えば、「核兵器の製造に関わることは倫理に反する」ということを示す必要がありますが、これにはいろいろと意見があるところだと思います。

結論として、私は「倫理規定」に「核兵器の製造・開発に携わらない」といった項目を設けることには、反対です。もし、このような項目を設けるなら、一度、「核兵器開発と科学者」というようなテーマで幅広い年代の研究者が膝を交えて忌憚のない意見交換をするべきです。意見が2分するようであれば、このような項目は入れるべきでないと思いますし、たとえば、日本国民の総意として核兵器の製造が決定された場合、学会がこれを拒否することが適当なのか、ということも考えておく必要もあります。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

まずなぜ核兵器開発に反対するのかについて委員会の意見を説明します。核兵器は基本的

に大量殺戮兵器です。それを使用することは、自衛のため相手の戦闘能力を失わせるということに止まらず、相手の存在すべてを抹消することになります。このような大量殺戮兵器の使用は倫理にもとるものです。戦争犯罪は憎むべきものです。戦争行為をしている者を止めることは必要なことです。しかし戦争相手国の国民すべてを憎みその存在すべてを認めないことは倫理上許されません。

核兵器の使用が倫理に反することはほぼ全世界の人類の共通理解になっていくものと期待します。しかし現在いくつもの国が核兵器を保有していることも事実です。その事実を正当化するために考えだされたのが核抑止力という考え方です。一つの国を完全に抹殺しうる能力のある兵器の使用を防ぐためには、使用すると報復があるという均衡状態が好ましいというものです。しかしこれは核兵器保有の正当化のための欺瞞です。核兵器開発が進めば、より優位な兵器を持つ国は、相手が核兵器保有国であろうと、自国にはほとんど被害を受けずに相手国に致命的被害を与えることが可能になってしまいます。そもそも恐怖の平衡などという状態が人類にとって幸せなものであるわけがありません。

核兵器の開発は平時においても好ましいものではありません。わずかであっても核兵器の暴発という大きな被害につながる危険を抱えることになります。軍事目的という理由で安全が軽視され、開発に携わるものや周囲の住民に被害が出ることも考えられます。得られるメリットに比べデメリットが大きすぎるのです。

以上の点から、日本原子力学会員は核兵器開発へ関与しないことを、自らの尊厳と名誉に基づき宣言すべきであると考えます。なお、委員会での議論では核兵器開発への関与を認めるという方向の意見はまったくありませんでした。したがってこの条項は全会員に無理なく受け入れられるものと考えておりました。問題提起いただいたことには感謝しますが、その上でなお、この条項を倫理規程に入れることを提案いたします。

現在、我が国では原子力開発は平和利用に限る原子力基本法で定められており、核兵器開発を行うことは法律違反となります。しかし核兵器開発をしない理由を原子力基本法に求めるのであるなら、法律が改正されると核兵器開発しても良いという論理になります。倫理規程とは「法律に決められている」という理由ではなく、「倫理的に正しい」という理由でものごとを判断し、制定するものです。委員会はこの条項を採用した理由を法律には求めません。法律が禁止しているため、我が国では核兵器開発の是非を倫理的観点から問うことがあまり行われていないのかもしれませんが。そうだとすると危険なことで、法律が改正されると核兵器開発は倫理的にも正しいという誤解が生じかねません。法律の改正など当面考えられない今は、冷静に核兵器開発の倫理上の問題を議論する良い時期といえます。核兵器開発と科学者というようなテーマで忌憚のない意見交換をする機会を持つことに賛成いたします。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

会員は、「原子力の平和利用に徹し」て、その延長線上において「人類の直面する諸課題の解決に努める。」と解釈するものと考えられますが、人類の直面する諸課題とは、国家間の争いはもとより経済問題、環境問題、人権問題、犯罪問題などあらゆるものが含まれるのではないのでしょうか。どのような視点で「人類の諸課題」を考えるべきなのか難しく思われます。たとえば、あまり練れた表現ではありませんが

例) ...平和利用に徹し、その活動により人類の幸福が高まるよう行動する。等

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

ここで考えている「人類の諸課題」とは、行動の手引 1 - 3 . (現在は 1 - 5) で解説しているように「経済の持続的発展」「エネルギーの安定供給」「環境の保全」の同時達成という課題です。短い憲章の条文だけでこれを表すことは難しいため、行動の手引を充実させようとしています。また今後は用語解説も充実させていきたいと考えています。ご提案いただいた条文案ですが、それを採用したとしても「どのようにすれば人類の幸福が高まるのか」についての解説は必要になると思います。

西村慶人様から頂いたご意見

憲章 1 「会員は、原子力の平和利用に徹し」について

倫理規程は、「不磨の大典」ではないでしょう。社会情勢の変動等により見直しを迫られることもあると思います。しかしながら、この部分だけは、永久に変わらないものと考えてよいですか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

倫理委員会としては永久に変わらないと考えています。なお、個人的意見になりますが、これが見直されるようなときには原子力学会自体が分裂・崩壊することすら起きるのではないかと思います。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「人類の直面する諸課題の解決に努める。」について

憲章の一番はじめにくる文章としては、1 - 1 の表現をいかして、「会員は、原子力の平和利用に徹し、専門とする技術が人類に恩恵をもたらすとともに災禍を招く可能性があることを認識し、人類の福祉に貢献するよう行動する。」とする方が適当と考えます。

「諸課題の解決に努める」という表現は、使命感の強さが前面に出て、「災禍を招く可能性」を忘れていないのかとの心配が生じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

憲章の条文は特に簡潔であることが必要となります。この条文は会員に使命感を持つよう

促すもので、それが前面に出ています。

災禍を招く可能性については、憲章1条では「平和利用に徹する」ことを強調しており、会員に注意を促しており、さらに行動の手引1-3を加えることにより、非平和利用による災禍について、会員が意識することを強く促しています。平和利用による災禍については、安全の問題が大きく拘わることから、憲章2条（行動の手引2- ）以降でさらなる理解を求めています。

行動の手引1-1について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

「・・・したがって、会員は専門とする技術が<の適切な利用方法を欠けば>その大小はともあれ災禍を招く可能性がある<リスク（危険性）が常に存在する>ことを認識し、その技術を通じて人類の福祉に貢献するよう行動しなければならない。」とする。

理由：この倫理規定が対外的にもオープンであるなら、「うまく使わなければ危険」（うまく使えば宝物）のニュアンスをいれたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

前文のところでも述べたのと同じ理由（災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでおります。）原文のままとさせていただきます。

武田邦彦様から頂いたご意見

<原子力利用の基本方針>のところですが、「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき」というところは「会員は、本倫理規定を遵守し」とするのはどうでしょうか？ また「人類の快適な生活の確保のためには、適正は経済成長と・・・」のくだりで、「人類の快適な生活の確保のために」「エネルギーの安定供給」は原子力学会の会員にとって納得できるかも知れませんが、「経済成長」を認めるかは異論があるのではないのでしょうか？もちろん、経済成長を正しいこととする意見が主流であるとは思いますが。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

「会員は、自らの尊厳と名誉に基づき」という表現を選んだのは、平和利用に徹するのは原子力基本法が禁止しているからという受身の理由によるものでなく、自らの意志によるものだということを明確に表したいためです。また倫理規定自身の中に「倫理規定の遵守」の必要を強調することについては不要と判断しました。

また、適正な経済成長については、成長という言葉は単なる量的な経済成長のみを謳うきらいがありますので、持続的発展という言葉とし、より包括的な最近の概念を含めました。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

行動指針についてはあまりにも多くの事柄が盛り込まれているような感じがします。しかも項目が多いため説明が中途半端になっているようですので、事例集的な書物を発行する事にしたらどうでしょうか？

行動指針の中身も多少見方を変えると矛盾を感じさせる部分もあります。その一例は1 - 1の「人類の福祉」と憲章の1, の「平和」、2の「公衆の安心感」は同じ物が違うものが判別できません。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

「平和」は「人類の福祉」の前提条件かもしれませんが、「人類の福祉」は「平和」だけで達成できるものではありません。「公衆の安心感」は「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」もので、関係ないとはいえませんが「人類の福祉」や「平和」とは別物です。文章が十分練れていなくて申し訳ありませんが、言葉の選択には注意を払ったつもりであります。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

澤田隆様から頂いたご意見

「医療」は手元の国語辞典の類では「治療」だけで「診察・診断」が含まれていないようであるが、放射線の利用は「治療」だけでなく「診察・診断」でも重要と考える。この観点で、専門用語として「医療」が適切か否か検討載きたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 回答)

国語辞典の記載が「病気を治すこと」となっている場合があるにせよ、治すためには診察・診断は不可欠な行為ですし、それも治療に含まれるというのが常識的な解釈であると倫理委員会としては考えます。なお、医療が診察・診断も含むと解釈している例としては、新明解国語辞典やウィキペディア(Wikipedia)の記載があります。ご参考までにお知らせいたします。

行動の手引 1 - 2 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定 (2001年9月) までに頂いたご意見

岡部茂様から頂いたご意見

「核兵器の研究、開発、製造、取得、利用に一切参加してはならない。」では新知識の枯渇を生じる怖れが無いのか？ 会員を脱退すれば良いのか？

(日本物理学会の総会決議三「内外を問わず、一切の軍隊からの援助、協力関係を持たない」は現在、必ずしも好評では無い

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

基礎研究の場合、核兵器と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。その線引きまでは倫理規定に盛り込めませんので、会員自身で行う必要があります。この条文は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しないことを要求するものです。それによって新知識の枯渇を生じる怖れはないと考えます。なお、我が国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。

また、外国人は原子力基本法を守る必要はありませんが、日本原子力学会に入会するなら本倫理規定を遵守する義務を生じます。核兵器保有国において核兵器開発に携わっている外国人は、自らの尊厳と名誉に基づきそれをやめない限り入会できません。これはたとえ新知識の枯渇につながろうとも会員は平和利用に徹する決意の表明です。将来、万一原子力基本法が改悪され、我が国が法的には核兵器開発を認めるような事態に陥ろうとも、会員は平和利用に徹することを要求しているのが本条文であり、重い規定であることを会員は理解しなければならないと思います。

北岡茂男様から頂いたご意見

<平和利用への限定> に関して

又、間接的支援などそれらを助長するものであってはならない。

との文言を、同案 1 - 2 . の末尾に加える。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加してはならない。」の「参加」の意味ですが、倫理規定制定委員会としては「間接的支援などそれらを助長するもの」も含むと解釈しております。これを書き加えると、今度は「間接的支援」とは何かという次の疑問を生じます。長く書けば書くほど、言葉の定義が必要となります。今後のこととなりますが、当委員会としてはこの倫理規定をより有効なものとしていくため、倫理規定の定常的見直しを含め、学会としての議論が継続するような仕組みを提案していきたいと考えています。したがって当面は原文のままとし、会員が自分の言葉に置き換える際にご趣旨のように理解することとしたいと存じます。

斉藤了文様から頂いたご意見

外国のエンジニアの理解（確認）

1 - 2 で原子力の平和利用が言われている。例えば、アメリカのエンジニアで、原爆の信頼性を高める研究をしている人は、この倫理規定からすると、倫理にもとるエンジニアとみなせることになる。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

原爆の開発は即刻停止すべきという立場で書いてありますので、当然そのようなエンジニ

アは倫理にもとると考えます。

古川和男様から頂いたご意見

核兵器の研究に関係ない仕事があるか？ないと誰がどうして「証明」するのか？そんな事は本人次第？研究はしなければならないのでは？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

核兵器の研究に関連して：核兵器の開発、製造、取得、利用に一切参加してはならないと明示しております。本規定は会員が核兵器開発に関する直接の行為者となってはならないと、行為者の倫理を示すものです。会員が行った研究等が第三者によっても核兵器技術に転用されるとすると、その第三者の倫理が問われることではありますが、第三者が会員でないとすると本学会倫理規定が何ら効力も持たないことになることも、残念ではありますがやむをえません。

古川和男様から頂いたご意見（再度）

前回質問の関係では、『 利用促進の直接の行為者となってはならない。』と明記してほしい。研究調査しておかねば、「完全核兵器廃絶」は成功しない。また、兵器用核物質処分の研究はしなければならない、少なくとも。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

「1 - 2 . 原子力の利用目的は平和利用に限定する。会員は、自らの尊厳と名誉に基づき、核兵器の研究・開発・製造・取得・利用に一切参加しない。」に対し、核兵器核物質の処分の研究をすることができなくなるというご指摘だと思います。核兵器解体核物質の利用は、核兵器の利用とは異なると解釈することが常識的と存じます。1 - 2の表現で特に大きな問題はないと考えております。

匿名希望A様から頂いたご意見 1

原子力の平和利用で対置されるのが核兵器では狭すぎるのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

確かにそうかも知れませんが、非平和利用すべてを列挙して言い尽くすのは兵器論になって難しいので、ここでは、典型的ならびに象徴的なものとして核兵器を挙げているということに了解して頂きたいと存じます。

匿名希望A様から頂いたご意見 2

原子力の平和利用で純粋科学研究と軍事研究の境目は曖昧ではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

純粋科学研究の場合、軍事研究と平和利用との間の線引きが難しいことは事実です。その線引きまでは倫理規定に盛り込めませんので、会員自身で行う必要があります。行動指針 1 - 2 は、核兵器開発に明らかにつながる仕事には従事しない事を要求するものです。なお、わが国において核兵器開発に明らかにつながる仕事に従事することは、「原子力の研究、

開発および利用は、平和の目的に限りこれを行う」とする原子力基本法にも違反します。

行動の手引 1 - 3 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

吉岡直樹様から頂いたご意見

憲章（又は行動の手引き）の一項目として、核兵器廃絶への不断の努力（核兵器開発への反対の意思表示を含む）を掲げるべきだと考えます。先哲の言葉に「如かず彼の万祈を修せんよりはこの一凶を禁ぜんには」とありますが、平和利用と核兵器廃絶は表裏一体です。核兵器廃絶へ努力する心、戦う心が平和利用を促すことになると考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘の点、大切なことだと存じます。そこで「核兵器廃絶へ向け不断の努力を払う。」のような条文を追加することも検討しました。しかし普通の業務内容から核兵器廃絶へ向けての具体的な行動を起こすというのは、実際問題として困難と考えられます。そこまで要求するのは倫理規程の範囲を越えるのではないかという意見があり、今回は見送ることとしました。倫理規程としてこのような内容をどこまで盛り込むべきかについては委員会でも意見が分かれており、今後さらに検討していきたいと存じます。なお、新たな核兵器製造を防ぐための核拡散防止の注意は、日本原子力学会会員の義務だと考えられます。そこで<核拡散への注意> 1 - 3 . として次のような条文を加えることを考えております。

会員は、原子力技術が核兵器の研究・開発・製造等に結びつく恐れがあることを認識し、自らの行動が結果として核拡散に寄与することがないように最大限の注意を払う。

行動の手引 1 - 5 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

北岡逸人様から頂いたご意見

私の意見の追加ですが、<諸課題解決への努力> についてです。

文案にある「適正な経済成長」という部分ですが、環境経済学という新分野がありますが、成長と発展を区別し、これから日本などで必要なのは経済発展であるとの意見を聞きます。人間で言えば、成長は大人までの間で、体重や身長が増えます。経済で言えば GNP などの右肩上がりです。しかしいつまでも体重や身長が増加しないように、経済も成長のない発展があり、それが望ましいとの考えです。

例として、原子力事故が生じ、被害救済に資金が投入されても経済的には成長しうる、という事です。しかし、「人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全」にはマイ

ナスです。

ここで、案にもあります、持続的「発展」という文言にご注目を！「成長」ではないのです。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたもののようです。ということで、案の「適正な経済成長」という部分を「経済の持続的発展」と変えて頂きたくご意見致します。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「適正な経済成長」には量的のみならず、質的な意味も含めて「適正な」との形容詞を付しましたが、ご指摘のような誤解のないように、成長と発展を明確に区別して、「経済の持続的発展」とした方が良いと思われまますので修文いたします。

宅間正夫様から頂いたご意見

「<地球上のあらゆる生命の共存と共に>人類の快適な生活の確保のためには、適正な経済成長とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は明らかではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積まなければならない。」とする。

理由：「人類の生活」ばかりを言うのは人間主体の西欧科学技術への現在の反省の風潮にはそぐわない。人間も動物も植物も含むすべての共存をまずは掲げておくほうがよいのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

屁理屈かもしれませんが、害虫や病原菌も「あらゆる生命」には含まれます。ご提案の修正では、害虫や病原菌との共存は可能なのかという問題を提起します。もちろん他の生物との共存なくしては人類の将来もないと考え、これについては前文でも触れています。他の生物との共存は「環境の保全」に含まれると解釈しておりますので、原文のままとさせていただきます。

殿岡衛様から頂いたご意見

前文の「持続的発展」という表現、行動指針 1 - 3（現在は 1 - 5）における「経済の持続的発展」の持つ「発展」の具体的な意味合いはどのようなものでしょうか。

これらの表現にはなんとなく「人口」や「生産活動」が増加していくという印象が与えられているように感じますが、そうであれば、人類又は経済が発展することを絶対的な善と捉えてよいのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

当初は「経済の持続的発展」と同じ意味で「適正な経済成長」という表現も行動指針（現・行動の手引き）では使っておりました。北岡逸人殿のご指摘で「経済の持続的発展」に統一したという経緯もあります。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたものだそうで、「発展」とは「成長」のように大きくなることだけを意味するの

ではありません。人類または経済が質的により良いものになっていくことは善だと考えます。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

諸課題解決への努力の条項内で、「...快適な生活の確保...」と記載されていますが、快適な生活の捉え方が、人によっては様々に考えられると思います。憲章内条項の「人類の諸課題」からの線上で考えるならば、「快適な生活」は、あまりにもレベルが違いすぎるのではないのでしょうか。

我々が、「快適な生活」を考える時必ずしも共通しておらず、文明の利器を多用しエネルギーを多用するのが快適か、はたまた文明の利器を否定し、恵まれた自然環境の中で自然と共に争いなく生活するのが快適なのか、個々人の欲求の置き所により変わってくるのではないかと思われまます。このような快適な生活の確保が人類の課題と考えるのはやや小さいように感じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12回答）

委員会で議論させていただきました。「快適な生活の確保」は先進国では反省すべき点もあるものの、途上国ではこれこそが重要課題であり、落とすべきではないという意見が圧倒的多数でした。「人類の生存の質の向上」は人類としての尊厳すら喪われつつある悲惨な地域に注目した表現、「快適な生活」は文明化された社会におけるクオリティ・オブ・ライフの追求を意味した表現であり、この2つは対であるという理解をしております。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが」について以前「我々が、「快適な生活」を考える時必ずしも共通しておらず、文明の利器を多用しエネルギーを多用するのが快適か、はたまた文明の利器を否定し、恵まれた自然環境の中で自然と共に争いなく生活するのが快適なのか、個々人の欲求の置き所により変わってくるのではないかと思われまます。」という指摘があり、「「快適な生活の確保」は先進国では反省すべき点もあるものの、途上国ではこれこそが重要課題であり、落とすべきではないという意見が圧倒的多数でした。」との回答でした。（原子力学会HPから抜粋）

社会（一般の人）は、技術者に対して、「先進国では反省すべき点もある」という部分を、深く考察することを、求めていると思います。技術者の考える「快適」をそのまま社会に持ち込むのではなく、「快適」の内容について社会と対話して欲しいと思っています。また、

「快適」の裏側にあるものにも目をつぶらずに、そこをも視野に入れた上で技術を選択したいと、一般の人（社会）は、考えていると思います。原子力発電については、日本でもいろいろな問題点が指摘されています。その問題点を残したまま「途上国」に輸出してしまうことの倫理的な意味をよく考えるべきだと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

適切なご指摘だと存じます。快適な生活を求め過ぎることが問題であることは倫理委員会委員一同よく認識しております。ただし、どのような形で条文に盛り込むべきか、まだ十分な検討ができておりません。今後、さらに社会一般の方がどのように考えていらっしゃるのか、あるいはその中で専門家に何が求められており、何をすべきなのかを、検討致したいと思います。よって、この部分につきましては、次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 再回答）

ご指摘、ありがとうございます。いろいろと検討させていただきました。結論としては行動の手引 1 - 4 . (現在は 1 - 5) から「快適な生活の確保」を削除することとしました。これは「人類の生存の質の向上」という表現で包含されております。「快適な生活の確保」と書くなら、その内容を十分議論すべきなのは当然です。そのイメージが現時点では絞りきれないことを認識し、当面このような対応とした次第です。「快適」の裏側にあるものにも目をつぶらないことについては、他の条文で十分記述しております。行動の手引 5 - 1 . ~ 5 - 7 . などです。そのようにご理解くださいますようお願いいたします。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

志賀松邦敏様から頂いたご意見

倫理規程で違和感があるのは、指摘をうけていたように「快適な」生活です。快適よりも、心身とも豊かな生活、あるいは「幸福」という感じなのですが…。「快適な」は私の語感ではちょっと違うかなと。土木学会は「良質な生活空間」となっており、現在の規程では「人類の生存の質の向上」が、この「快適な」の前に書いてあるので、快適な生活の部分はカットしてもいいのではないのだろうか？ 本当に必要なのでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

この点につきましては倫理委員会でも多数の賛成があり、行動の手引 1 - 4 . (現在は 1 - 5) の「快適な生活の確保」は削除することといたしました。1 - 4 . (現在は 1 - 5) はその結果、次のように修正することといたしました。

人類の生存の質の向上のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をともに達成することが必要であるが、それに至る道筋は容易ではない。これに資するため、会員は原子力平和利用に具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積む。

なお倫理委員会内部では、「快適な」を「良質な」など表現を工夫して残すという提案もありましたが、賛成は得られなかったことを申し添えます。

憲章 2 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

安達武雄様から頂いたご意見

憲章の第 2 条を以下のように修正する：会員は、公衆の安全、健康、および福利を全てに優先させて ……

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

“公衆の安全、健康、および福利”とせよ、とのご意見ですが、ここではこれらを広義の安全に含めて理解しています。

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて＜公衆の信頼を得、＞公衆が安心感を得られるよう努力する。」とする。

理由：専門家への「信頼」が公衆の「安心」につながることの認識をいれたらどうか（後のほうにも出てきますが）

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘の通り、専門家への「信頼」が公衆の「安心」につながります。このことは原案行動指針 2 - 7 . (現在は 2 - 9) に明記しています。憲章本文はできるだけ短く読みやすくし、説明的記述は行動指針に回すという方針をご理解いただければ幸いです。

武田邦彦様から頂いたご意見

「会員は職務遂行にあたって公衆の安全をすべてに優先させる。」

はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご提案の趣旨は、公衆の安全を優先させる手順の範囲を「職務遂行にあたって」とあらかじめ特定する所にあるのだと思います。しかし、記述の順序の問題として、公衆の安全を先ず考え、それが担保されている事を確かめてから、職務遂行をする、という趣旨です。そしておっしゃる意味は文の文脈・含蓄として今のままでも読み取れると考えますので、元のままと致しました。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

憲章の2番目の文章に「公衆の安心感を得られるように」とありますが、現在世論調査をすれば約半数の人が反対といい、この理由に原子力への不安感をあげているようです。この論法をすすめると「安心を得るには当面推進は見合わせる」オプションもあることになり、推進論調の前文と矛盾が出てくるような印象をもちます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

公衆の安心感を得る方法は行動指針2-7（現在は2-9）に述べられているように、「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」のです。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努めなければならないし、公衆に「安心」を押し付けてはならないのです。前文が推進論調かどうかはともかくとして、矛盾はありません。

（2005年の改訂で「公衆が安心感を得られるように努力」という表現は「社会の信頼を得られるよう努力」と改訂された。）

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「社会の信頼を得るよう努力する。」について

これは、以前から指摘があるように、「社会的評価はそのために努力して得るものではなく、後から自然についてくるもの」と思います。その評価を素直に受け止め、その評価が何に起因しているかを考える姿勢が大事なのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通りだと存じます。ただ、行動するにあたって、社会の信頼を得ることを目的とすべきではありませんが、目標とすることはよいのではないかと考えます。このあたりを、より明示的な文章にして行動の手引に盛り込むことができればよいのですが、どのような形で条文に盛り込むか、これまでの倫理委員会内部の討論では結論が出ておりません。これについては次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 再回答）

ご指摘、ありがとうございます。「姿勢が大事」という点につきまして行動の手引の条文にも追加できないか議論いたしました。それはすなわち「責務を果たすことによって社会の信頼を得る」ことであり、既に盛り込まれているという結論となりました。よろしくご理解のほどお願いします。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名T様から頂いたご意見

憲章の2.において、「・・・優先させてその職務を遂行し、・・・」と書かれておりますが、会員は職務以外の活動を行う場合（原子力災害時の支援活動等）にも、学会の会員に相応しい行動を行う必要があるのではないかと考えますので、「・・・優先させて行動し、・・・」とすることが望ましいのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

日本原子力学会の倫理規程は会員の専門活動における心構えと言行の規範について書き記したものです。ご指摘の通り、原子力災害時の支援活動等は厳密には「職務」とはいえないかもしれませんが。しかし「職務」には「つとめ」「役目」の意味もあります。会員は原子力災害時の支援活動等は広い意味での「職務」ととらえ、公衆の安全を全てに優先させた行動をとるべきだと思います。ただ、ご提案の通りに修正しますと、日常生活全般において公衆の安全を最優先することを求めているかのようであり、学会の倫理規程にはなじまないと考えます。原文のままとさせていただきますと存じます。

行動の手引2-1.について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能<危険性>があることをよく理解し、安全確保のため常に最大限の努力を払わねばならない。」とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでおります。原文のままとさせていただきますと存じます。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

単なる「可能性」ではなく、過去に事故が起きたことを肝に銘じて、「安全確保のために常に最大限の努力を払」って欲しいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

前文に関して頂いたご意見への回答と重複しますが、原子力が既に大きな災禍を招いたことがあることは誰しもがよく認識していることです。ただ、過去にあった事故を列記までする必要はないと考えます。今後、過去に事故があったことをより肝に銘じるような文面を盛り込む改訂も検討させていただきますが、どのような形で条文に盛り込むか、これまでの倫理委員会内部の討論では結論が出ておりません。次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきますと存じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 再回答）

ご指摘、ありがとうございます。ご意見を踏まえ、行動の手引 2 - 1 . は次のように修文させていただきました。

会員は、たとえ平和利用であっても、原子力技術の取り扱いを誤ると人類の安全を脅かす可能性があることをよく理解し、過去の原子力災禍がもたらした影響を今後の教訓として深く認識し、安全確保のために常に最大限の努力を払う。

行動の手引 2 - 3 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

古川和男様から頂いたご意見

「原子力」とは何か？ 2 - 2 . (現在は 2 - 3) の文章にも関連して。かねがね学会誌上で不可解な用例が目立つ、時と共に一層。東大に始まった学科名問題にも関連して。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

2 2 (現在は 2 - 3) では「原子力」と言わず「核分裂エネルギー、放射線、放射性物質」と書いております。2 3 ~ 2 5 (現在は 2 - 4 ~ 2 - 7) では「原子力、放射線関連の施設や作業」と少し一般化した表現をとっております。更に他の項では「原子力」を使っております。本学会に関する技術体系を示す最も一般的用語は「原子力」であることは論を待ちません。更に具体的には、会員が取り扱っている技術について安全性確保が最も重要である分野は、放射線、放射性物質の取り扱い業務、及び核分裂で発生した熱の取り扱い業務です。担当している施設、作業の安全が会員の社会に対する責任上重要であるという趣旨を明示するため、2 2 (現在は 2 - 3) では原子力よりももっと具体的な作業内容に対応する言葉を使っております。

(現在はさらに若干表現が改訂されている。)

古川和男様から頂いたご意見（再度）

前回質問について、2 . 2 . (現在は 2 - 3) のみこの表現にすべき論拠があるとは思えない。再度、『原子力』とは何ですか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

前回の回答と文脈からお分かりと思いますが、作業として「取り扱う」対象をかなり具体化して使った語句です。核分裂エネルギーと放射線が原子力において安全「取り扱い」上、最も重要で分かりやすい物理的現象であることについてはご同意いただけたと思います。核融合が実用化されたらこの表現では不足しますが、核融合実験施設も現状としては放射線取り扱いが安全上の問題だと思えます。2 - 3 (現在は 2 - 4) 以降では施設を対象としておりますので、「原子力関連」と対象がややぼやけています。放射線の作業については広義の原子力の一部ではありますが、RI 施設運営者は必ずしも RI 作業が原子力とっていい

ないところもあります。安全に関してはRI作業は重要な部分ですので、原子力と放射線を分けて表記しました。

再度検討しました結果、2 - 2 (現在は2 - 3) については、先生方のご意見を尊重し、また2 - 3 (現在は2 - 4) の表現の方が馴染みやすいことも考慮し、2 - 3 (現在は2 - 4) と同じ表現に直しました。

(現在はさらに若干表現を改訂している。)

行動の手引2 - 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

斎藤了文様から頂いたご意見1

2 - 3 (現在は2 - 4) において、「安全性の確認されていない効率化を行ってはならない」と言われている。ロシアのチェルノブイリ型の原発を動かしているエンジニアは、この倫理規定からすると、倫理にもとるエンジニアとみなせることになる。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

チェルノブイリ型の原発を開発したエンジニアは、開発当時既に安全性に疑問をいただいたのなら倫理にもとることになります。しかしその認識がなかったのなら倫理的責任は問えません。一方、現在チェルノブイリ型の原発を運転していることは経営的判断であり技術的判断ではないので、エンジニアが倫理的にどう責任をとるかは難しい問題となります。もし安全に不安を感じながら運転しているなら一定の責任はあるというべきでしょう。しかしその場合でも辞職するという以外の責任のとり方は見つからない可能性が大了。辞職した結果、安全意識のより低いエンジニアが任にあたることとなると、事態はもっと悪くなります。むしろ職に留まって安全性向上になしうる限りの努力を払うほうが倫理的に正しい道だと思います。

斎藤了文様から頂いたご意見2

原発の特徴は、事故が許されないことにある。この条件下で、「安全性の確認されていない効率化を行ってはならない」と言われると、保守的な対応になってしまい、3 - 1 (現在は3 - 2) の「古い定形的知識」だけにならないか。もし、新規の原発が何十年も作られず、技術の伝承ができない場合はどうか。(現在の原発をうまく動かすという立場で、倫理規定が書かれている?)

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

安全性の確認にはいろいろな方法があり、必ずしも実機の経験が必要なわけではありません。この条文はすべての効率化を禁止しているのではなく、効率化にあたっては何らかの形の安全性確認を要求しているものです。原発が作られない場合の技術の伝承は重要ですので、3 - 2 . (現在は3 - 3) でも取り上げています。

柴山哲男様から頂いたご意見

効率優先は困るが、効率化は常に必要であり、進歩の源泉である。例えば「施設において効率化を図る場合には、安全性について十分に確認した上で行わなければならない」等とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

本項は、とくに JCO の教訓を意識しています。そこで、条文の変更はいたしません。倫理規定ですので、より優先すべき事項を取り上げるようにしています。

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、原子力・放射線関連の施設において安全性の確認されていない効率化を行なってはならない。効率化すなわち進歩と誤解して＜事前評価と必要な手続きなど＞安全性の十分な確認を行わず、設備や作業を変更してはならない。」とする。

理由：安全の十分な確認を JCO 事故からみてすこし具体的にいれたら？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

安全性確認の方法は施設によって異なるので、どこまで具体的に書くか難しいところです。ご提案の修正ですと「事前評価と必要な手続きなど」さえすればいいと逆に読まれる可能性もあります。どのような確認をするかを会員に考えてもらうことが大切と考え、原文のままとさせていたきたく存じます。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

澤田隆様から頂いたご意見

「進歩と誤解して安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない」は、下記のように読点が必要ではないか。

「進歩と誤解して、安全性の十分な確認を行うことなく設備や作業を変更しない」

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご意見を拝承し、読点を追加することといたします。

行動の手引 2 - 5 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

宮沢龍雄様から頂いたご意見

2 - 4（現在は 2 - 5）の経済性と安全性は並べて書くものでしょうか？企業にとっては経済性のなかに安全性の確保がコストとして含まれているはずで。従ってそれが正常で

無い場合は経済原則に則って自滅するか、淘汰されるかで、あえてここで警鐘を鳴らす必要はないのではないのでしょうか？企業の倫理としての視点かもしれません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

経済性と安全性の関係が正常で無い場合、経済原則に則って自滅ないし淘汰され、公衆になんら危害を与えないのなら、ここに書く必要はないのかもしれませんが。そうでない場合がありますのでここで警鐘を鳴らしているのです。これは企業の倫理だけではありません。個人会員にとって重たい規定です。「まず所属する組織が健全は状態にあるかどうかを自問せよ、問題があるなら解決するよう努めよ、解決できず公衆の安全に危害を及ぼす危険性がある場合は外部に情報を公開せよ」と言っているのです。

匿名希望B様から頂いたご意見

一体安全性とは何か、経済性が優先するとはどのようなことか、経済性と安全性とをどのように比較するのか、過信することとはどのようなことか、安心を押し付けるということとはどのようなことか、慎重とはどのようなことか、このようなことをきちんと議論していない。倫理の深み、哲学が感じられません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘の通り、「安全性とは何か」等々の問題は個別のケースごとに微妙に異なってきます。したがって倫理規定はそれに従えば自動的に倫理的問題を解決できるというものではありません。例えば、経済性を考えるときには安全性にも配慮し、安全性を考えるときには経済性にも配慮するが、両者が相反する場合には安全性を優先することを言っています。しかし、個々のケースで問題は単純ではありません。倫理規定を定めることで具体的にどうあるべきか議論が開始されることをまず願うものです。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

匿名希望O様から頂いたご意見

行動の手引きの中の「経済性優先の戒め」は企業人としては、実際は難しいと思います。特に電力自由化の波の中で、世間一般からコスト削減を望まれていることにどう対処するのかと思います。

また、「経験からの学習と技術の継承」について、新規原子力プラントの建設が無い中でどうするのか、個人の努力だけでは解決できない組織的・全社的問題です。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。どちらも守ることが難しい規範であることはよく理解しております。しかし会員は所属組織に働きかけ、これらを守る努力をしていただくようお願い申し上げます。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

志賀松邦敏様から頂いたご意見

行動の手引 2 - 4 . (現在は 2 - 5) では運転管理しか取り上げていないが、設計を加えるべきである。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 回答)

倫理委員会では「目先の経済性優先」に設計はなじまないとの意見もありましたが、検討の結果ご意見を拝承し、加えることとしました。「設計」以外にもいろいろ加えるべきとの意見が出ましたが、どこかで線を引く必要があるということになり、結局次のように修正することといたしました。なお、今回の修正によりこの条文は「行動の手引」2 - 5 . となりました。

原子力・放射線関連の施設の設計・建設・運転・保守等の管理にあたり、目先の経済性を安全性に優先させない。

行動の手引 2 - 6 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定 (2001年9月) までに頂いたご意見

安達武雄様から頂いたご意見 1

行動指針を追加する：

具体的には、National Society of Professional Engineers の

「技術者のための倫理規程」、II. 実務の原則、1 . a. および e 項のような内容を含める。

(科学技術者の倫理 その考え方と事例、丸善、1998, p.443 から引用)

a. 技術者の判断が、生命または財産を危険にさらす事情のもとでくつがえされる場合、その雇用者または依頼者およびその他の適当とみられる権限ある者に通知する。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

大変重要ご指摘を有難うございました。2 - 5 (現在は 2 - 6) <安全性向上の努力> としてご主旨を反映いたします。

安達武雄様から頂いたご意見 2

e. 技術者は、この規程への違反とみるべきことを知ったときは、それを適当な専門職団体および関連がある場合には公的機関へ報告し、正当な権限がある者には必要があれば情報または援助を提供する協力をする。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

倫理規定は会員の合意できる倫理的ルールを明文化したもので、これを遵守させる仕組みは別に考えなくてはならないものです。例えば学会に倫理委員会を常設し、倫理規定に違反している会員に警告を発したり、会員がその所属する組織との間で倫理上のトラブルを

生じたとき調整する機能を持たせるといっても考えられます。しかしながら学会はまだ倫理規定自体を検討している段階にあり、そこまでの検討は進んでおりません。ご猶予をいただきますようお願い申し上げます。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「職位」は「職責」の方が適当ではないでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

ここは権限を有する者すなわち職務上の地位の高い者ということに着目して「職位」としていましたが、ご指摘の通りそのような地位の高い者の職務上の責任に着目すべきであり、「職責」のほうが適切だと考えます。そのように訂正させていただきます。

行動の手引 2 - 7 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定 (2001 年 9 月) までに頂いたご意見

匿名希望 A 様から頂いたご意見

行動指針 2 - 5 , 2 - 6 (現在は 2 - 7、2 - 8) の「慎重に」とか「緊張感をもって」とか、曖昧な表現が多い。この点についての具体的なシステム作りが肝要なのでは (つまり、それに具体的に取り組み、不断にシステムを改善していくことが倫理として盛り込まれるべきでは)。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

ご指摘の点はその通りだと思います。したがって倫理規定は改定を重ねていくべきだと考えます。

第 2 回原子力に関する倫理研究会 (2004 年 7 月 23 日開催) で頂いたご意見

匿名希望 H 様から頂いたご意見

慎重さの要求は、意味は良く分かるが、どの程度実施するかのレベルが分りにくい。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

倫理規程は一般的なことを規定するものであり、「会員が自分自身の言葉に置き直して道しるべとする」ものです。どの程度実施するかのレベルについては個々の会員に考えていただきたいと存じます。なお、倫理委員会では、このような規程に関しての考えを促したり、あるいは倫理委員会内での議論を明らかにするために、事例集の作成を検討しております。

匿名希望I様から頂いたご意見

・・・これまで内外の原子力施設において作業の完了を急いだり手順を粗略にして大事故に至った例を想起し、教訓とする。

ここまで書くのであれば、具体的に例示しては？ 「 にて により××になった」等

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

具体的な例示も検討しましたが、例示があるとそれに限定して考えるようになりがちです。会員はそれぞれの知識・経験から具体例を想起し、倫理規程を自分の言葉に置き換えて使っていたきたいと考えています。

匿名希望J様から頂いたご意見

「原子力・放射線関連の作業においては常に慎重に・・・」とあるが、原子力施設における作業全般に該当するので、「原子力施設での作業においては・・・」のほうが誤解がない。また、「慎重に」について、作業中の気づき点はそのままだにしない、独断で判断せず関係者に確認するなどの具体的な項目を追記したらどうでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご提案のように「原子力施設での作業」としますと狭く限定するようにとられますので、現状のまま「原子力・放射線関連の作業」とさせていただければと存じます。すなわち、病院などでも放射線は使用され、その作業は慎重にすべきものですが、一般にはそれを「原子力施設での作業」とは呼ばないのが実情です。「慎重に」については、ご提案のとおり「作業中気付いた点を放置せず、また独断を避けて関係者に確認するなど、」を追記することを考えています。ご提案ありがとうございました。

行動の手引 2 - 8 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、＜技術に対して常に謙虚であるべきで、＞原子力技術が成熟したとして安全性を過信してはならない。原子力開発の歴史は未だ1世紀に満たない。今後とも新たな技術的問題が出ることもありうるとして、緊張感を持って新しい事象が発生することに対し警戒心を失ってはならない。」とする。

理由：「技術に対して人間として謙虚であれ」をまずいいたいところ。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「今後とも新たな技術的問題が出ることもありうる」と考えることが「技術に対して常に謙虚である」ことだと考えております。くどくなるのを避けるため、原文のままとさせて

いたきたく存じます。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

さらに、老朽化に「対して警戒心を維持」して欲しいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

事故やトラブルの原因はたくさんあります。倫理規程ではその中でも人的要因を重要視しており、技術成熟の過信への戒めを入れております。その他の原因を逐一系列記するのは必ずしも倫理規程にそぐわないと思いますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。

なお、老朽化の問題を含め具体的な「気付き」については、倫理規程の理解を助けるために作成中である事例集にて補っていきたいと考えております。

行動の手引 2 - 9 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宮沢龍雄様から頂いたご意見

2 - 7（現在は2 - 9）は、「公衆の安心」を取上げると2項で書いたものと同じ議論（現在世論調査をすれば約半数の人が反対といい、この理由に原子力への不安感をあげているようです。この論法をすすめると「安心を得るには当面推進は見合わせる」オプションもあることになり、推進論調の前文と矛盾が出てくるような印象をもちます。）が必要であると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「安心を得るには当面推進は見合わせよ」と述べているものではありません。

（その後、＜公衆の安心＞は＜安心できる社会の構築＞とタイトルも変更している。）

匿名希望A様から頂いたご意見

行動指針 2 - 7（現在は2 - 9）では、具体的にどのようにして「公衆の安心」を生み出すかがわからない。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

条文に書いてあること以上の具体策は、会員が各自の立場や状況に応じて自ら考えていかなければならないものと考えます。その際、この行動指針文にもある通り、「信頼感」が大きな役割を演じることは確かだと考えます。

（その後、＜公衆の安心＞は＜安心できる社会の構築＞とタイトルも変更している。）

斎藤了文様から頂いたご意見

倫理規定相互での矛盾はないか

2 - 7 (現在は2 - 9)では、「公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」と言われている。(公衆の安心は2 - 7 (現在は2 - 9)で定義されている。)5 - 3では、「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には、これをすみやかに公開しなければならない」と言われている。

2 - 7 (現在は2 - 9)を踏まえた上で、5 - 3を読むと、公開すべき情報は技術者がどの程度誠実であるかという情報のようにも読める。例えば、原発から漏れた客観的な放射の量という情報ではなく、その情報を「隠していない」という情報に読める。

これは、2 - 7 (現在は2 - 9)の公衆の安心の定義が、少し狭いことに由来するよう思える。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

たしかに「公衆の安心」は、旧2 - 7 (現2 - 8) (現在は2 - 9)に定義するよりも広く、原子力技術を扱う者が及べないことまで含むことがあるかも知れませんが、この倫理規定ではあえてこの定義に基づいて会員の在り方を示しました。その上で公衆に信頼され安心感を持たれるためには、例えば原発から放射能が漏れた場合には、その具体的な内容に関する情報を公開する必要があるでしょう。(なお2 - 7は今回の改訂で2 - 8 (現在は2 - 9)になっております)

(その後、5 - 3の条文において「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合」の表現は削除した)

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

田中隆一様から頂いたご意見

「安心社会」という表現について

「安心社会の構築」という表現は、われわれ日本原子力学会という知的コミュニティに限定すれば、「技術的安全の確保」の社会的に受容された状態として理解されるかも知れません。このことは当会員が「安全・安心」という新しい四字熟語のイメージの背後に「安心社会」を位置づけることになります。しかし、広く社会的あるいは社会科学的な脈絡では、「安心社会」というキーワードには、われわれ科学技術のコミュニティにおける理解とは異なる意味合いがあります。

最近、わが国の社会倫理の分野では、山岸俊男著『安心社会から信頼社会へ』(中公新書)がしばしば話題にされており、この著作では「安心社会」が原子力コミュニティの理解とは異なる概念として使われています。山岸氏は、「安心社会」とは、さまざまな社会的な規制にしばられ、よそ者を排除するような、閉ざされた共同社会のようなものとして否定的

に定義しております。いわば、これまでの護送船団的な日本社会の側面を指しています。しかし、例えば、終身雇用・系列取引の崩壊、政治、経済、教育システムへの不信感に見られるように、「安心社会」は現在崩壊しつつあり、山岸氏はこれを「安心社会」から「信頼社会」への転換のチャンスと考えています。

この山岸氏の考えについてはもちろん異論もありますので、これに囚われ過ぎることはバランスを欠きます。しかし、「安心社会」というキーワードは必ずしも「安全・安心」的な脈絡で理解されているのではないことを知るべきです。「安心社会」が当学会で意味する内容とはむしろ反対の意味として使われていることを強調したいと考えます。

そういうわけで、本手引の「安心社会」という表現が社会的には誤解を受けやすいのではないかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

結論から申しますと、行動の手引 2 - 8（現在は 2 - 9）の「安心社会」という表現を「安心できる社会」に訂正させていただきたいと存じます。

ご指摘の通り、「安心社会」という用語は皆に共通なものとして定着した定義はありません。誤解を避けるためにも、また人々の安心は技術を扱う者に対する信頼感によって醸成されるという主張を明確にするためにも、表題と条文中の「安心社会」という表現を「安心できる社会」に置き換えます。

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「安心社会」とは、こなれていない表現で、共通理解を得られないと思います。「安全の確保に努める」で、終わっていいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘は他の方からも頂きました。検討の結果、「安心社会」という表現はやめ、「安心できる社会」という表現とすることで共通理解を得られるようにしました。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名 S 様から頂いたご意見

<安心できる社会の構築> 2 - 9 . の最後フレーズの「・・・、安心できる社会の構築に貢献する。」とありますが、主語を入れないと「会員」と誤解されると思われます。「公衆が」の主語を入れた方が良く考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

文脈からご指摘のような誤解を招くことはないと思っています。読みやすさも考慮し、原文のままとさせていただきたいと存じます。

行動の手引 2 - 10 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

29（現在は2-10）等の戒めは、理解できますが、行動の手引きとしてみた時「だからどうするのか」の行動面に触れられた方がより明確となるのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12回答）

難しいご指摘です。「だからどうするのか」は究極的には会員それぞれが悩みながら答えを出していくしかないと考えています。既に書いてある「危険性を十分に認識し、緊張感を保って行動すること」も行動指針の一つだとは思いますが、さらに「他の意見・批判を良く（よく）聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加すること」も加えました。ただ、これでも不十分なことはよく承知しております。今後さらに検討していきたいと存じます。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「公衆の信頼は」以下は、その通りだと思しますので、「他の意見・批判を良く聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加する」を、是非実行して下さい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29回答）

日本原子力学会会員が実行するよう、倫理委員会として努力してまいります。

憲章3条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

斎藤了文様から頂いたご意見

言葉遣いの問題

憲章3の「関係者」という言葉が、奇妙にひびく。行動指針を見ると、関係者は「周囲の者」「自らの監督下にある者」を意味している。関係者という言葉遣いがあまりにも一般的すぎるので「公衆」「経営者」「官庁」なども含むのではないかと、最初見たときは思ってしまった。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

「関係者」には経営者も含まれます。場合によっては公衆や官庁も含まれます。必ずしも自らの監督下にある者だけではありません。この「関係者」をどこまでと考えるかは状況、状況によって変わってきます。行動指針では「周囲の者」と表現していますが、そう言い換えても具体的に範囲を限定できるものではありません。他に適切な表現が見つかりませ

るので、このままにしておきたいと思います。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

憲章の3番目の専門能力の向上には異存はありませんが、向上だけで“能力を拡大すること”も原子力の専門家には必要ではないでしょうか？特に技術系には文系の視野を、文系には技術の理解の視野が欲しいと思っています。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

憲章3はご指摘のように専門能力の向上について述べております。一方、技術系には文系とのご指摘は、前文の「社会における調和と理解を得るよう努め」、及び行動指針1-3（現在は1-5）「諸課題解決への努力」で抽象的ではありますが言及していると考えております。例えば、当学会の社会・環境部会ではご指摘に対応したような活動をしておりますが、同部会の趣意書に有りますように、「人類が直面している地球規模のエネルギー・環境問題を解決する手段としての原子力を進める上で、技術的次元に加えて社会的次元を考えるべき」ということが書かれております。これは行動指針1-3（現在は1-5）にある「諸課題解決のために・・・具体的手だてを見出し活用するよう、不断の努力を積まなければならない」と述べていることに通じると考えております。

行動の手引3-2.について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

斎藤了文様から頂いたご意見

原発の特徴は、事故が許されないことにある。この条件下で、「安全性の確認されていない効率化を行ってはならない」と言われると、保守的な対応になってしまい、3-1（現在は3-2）の「古い定形的知識」だけにならないか。もし、新規の原発が何十年も作られず、技術の伝承ができない場合はどうか。（現在の原発をうまく動かすという立場で、倫理規定が書かれている？）

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

安全性の確認にはいろいろな方法があり、必ずしも実機の経験が必要なわけではありません。この条文はすべての効率化を禁止しているのではなく、効率化にあたっては何らかの形の安全性確認を要求しているものです。原発が作られない場合の技術の伝承は重要ですので、3-2.（現在は3-3）でも取り上げています。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名S様から頂いたご意見

<新知識の習得> 3 - 2 .の最後の文章で「古い定型的な知識だけ・・・」とありますが、知識だけでなく「慣習」的な言葉も追加した方が良いかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 回答)

ご意見を拝承させていただきます。3 - 2 .を次のようにいたします。

<新知識の取得>

3 - 2 .会員は、専門家として常に自己研鑽に励み、関係する法令や規則、日々進歩する学問・技術を学び、自身の専門能力を磨く。古い定型的な知識や慣習などをもって専門家として行動することは慎む。

行動の手引3 - 3 .について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名T様から頂いたご意見

行動の手引3 - 3 .で、「・・・その再発防止に努めるとともに、・・・」と書かれていますが、品質保証規定：JEAC-4111においても、発生したトラブル等の再発を防止するための「是正処置」と、将来起こり得るトラブルを未然に防止するための「予防処置」を区別しております。トラブルが発生したらそのトラブルのみの再発を防止する対策を立てる、というモグラ叩きをしているだけでは原子力分野のトラブルを減少させていくことは困難なのではないかと考えております。当該箇所を、「・・・その再発防止及び類似の事故や故障の未然防止に努めるとともに、・・・」として頂ければ幸いです。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 回答)

品質保証を担当されている方にも違和感のない倫理規程とすべく、ご意見を拝承させていただきます。3 - 3 .を次のようにいたします。

<経験からの学習と技術の継承>

3 - 3 .会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止および類似の事故や故障の未然防止に努めるとともに、技術・知見の継承に努める。

行動の手引3 - 5 .について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見

匿名希望I様から頂いたご意見

会員は、常に正確な知識の獲得に努め、その知識を周囲の者に伝える。

「～伝えるように努める」程度ではないか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

原子力学会会員には専門家としての責任ある行動が求められます。正確な知識を知っているだけでは不十分で、それを伝えることが大切です。これは消極的な姿勢ではできないことなので、「伝える」という表現で結んでいます。なお、倫理規程にも「努める」「努力する」という表現が出てきますが、これは自らの力だけでは達成できないこと、例えば「社会から信頼を得る」「組織を変革する」ことなどに限っています。

行動の手引 3 - 6 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宮沢龍雄様から頂いたご意見

3 - 5（現在は3 - 6）4 - 2、4 - 3、4 - 5、は企業に勤めている会員にはかなりの重荷を要求するものではないでしょうか？各企業の経営方針（当然企業倫理は確立しているはず）に基いた仕組みに、個人能力向上の環境改善、作業環境の改善、などを進言する事にはかなりの能力や経営情報が必要で、一般論として要求する事には無理があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ここで述べていることは組織に所属する会員への努力目標ですが、ご指摘のように会員個人への大きな負担となりうるかも知れません。しかし、企業倫理の確立した組織なら原則的には改善提案は可能なはずであり、また会員は常に「人類の福祉・・・」への貢献という絶対的な尺度を持って改善提案をすべきと考えます。経営情報というよりもむしろ、先に述べた絶対的な尺度を基にした判断が可能なように、常に個人の能力向上を図ることが必要なのではないでしょうか。本条項はそのようなことを要求していると思います。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

匿名希望I様から頂いたご意見

会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力向上を阻害する環境にあるときには、その環境を変えるよう努める。

所与のものを変える、より、能動的に「～の環境を創出し、維持に努める」としてはどうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

適切なお意見、ありがとうございます。拝承いたします。次のように条文を改訂したいと存じます。

会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力を向上できる環境を整備し、

維持に努める。

匿名希望N様から頂いたご意見

「・・・専門能力向上を阻害する環境にあるときは、・・・」とありますが

具体的にはどのような環境を想定されているのか？

また、「環境」の定義には「大気、水質、土壌、・・・、人類など及びそれらの相互関係」とあり、主に自然界、人類を例示されている。3-5(現在は3-6)が想定示している「環境」は、会員をとりまく組織の問題であると理解されると思うが、これは、「人類など」の「など」に含まれるとの理解で良いのでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

最初のご質問への答えですが、具体的には、

- (1) 専門知識や専門技能を必要とする非常に難しい仕事を任される、ないし任されようとしているにも拘らず、それを身につけるための手段や時間を与えられず、自分で勝手に勉強しろと突き放されるような状況
- (2) 任されている仕事の意味がよく理解できないので上司に質問してもきちんと答えず、「言われたとおりによければいい」と突き放されるような状況

など、様々です。なお、この条文は全面的に見直し、次のように改訂したいと存じます。

会員は、所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力を向上できる環境を整備し、維持に努める。

2番目のご質問ですが、「環境」を「大気、水質、土壌、・・・、人類など及びそれらの相互関係」と定義するなら、この場合は「人類など」の「など」に含まれると考えます。なお「環境」という用語は前文や行動の手引前文、1-3.(現在は1-5)そして5-1.では「地球環境」ないし「自然環境」という違う意味で使用されています。その点まぎらわしいことは認めますが、ここの表現を変えようとしてもうまい代替案がありませんでした。またこのままでも意味を取り違えることはないと思います。

憲章4条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

柴山哲男様から頂いたご意見

趣旨は理解できるが、困難な業務への挑戦意欲をなくすことになりかねない。例えば「その能力を超えた業務を行う場合には、これに起因して」等業務への挑戦自体は否定しないようにする。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

「困難な業務への挑戦意欲を挫くな」とのご意見です。新しいことへの挑戦は大事ですが、

そのため危害が外に及ぶ危険性は、特に原子力学会員として回避すべきと考えます。倫理規定ですので、より優先すべき事項を取り上げるようにしています。

武田邦彦様から頂いたご意見

気持ちは判るのですが、「能力を超えた業務」というものは論理的に不可能（倫理は論理的である必要があると考えられますので）ですので、「把握に努め、社会に重大な危害を及ぼすことがないことを誓う（もしくは注意する）」はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

言葉の上で理詰めにお考えになっていますが、実際に日常の会話では、「結果的にこれこれの行動は能力を超えていた」という言葉の使い方をしますし、この項は、「行動の結果、社会に重大な危害を及ぼさないように」との方が重要なキーワードですから、その意味が伝わっていればこれでよいとします。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

「能力を超えた業務…」とありますが、通常企業ではハードルを高く設定して育成をする事が行われています。これには確かに「諸刃の剣」にはなりますが、事業や研究開発のリスクではないかと日頃から思っています。この記述については、「JCO事故の「あつものにこりてなますを吹かしている」ような印象を受けます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

能力を超えた業務は一切してはならないとは述べていません。能力を超えた業務を行なうことに起因して「社会に重大な危害を及ぼすことがないよう」にしなければならないと述べているのです。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

吉岡直樹様から頂いたご意見

憲章 4. “ 会員は、自らの能力の把握に努め、~~その能力を超えた業務を行うことに起因して~~行動が社会に重大な危害……” と単純化して、3.とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

憲章第4条の目的は憲章第2条と同じく安全の確保ですが、第2条では安全優先の姿勢をとることを要求しているのに対し、第4条は能力を超えた業務を避けることを要求しているので、この部分は重要だと考えております。すなわち、結果として「安全が確保」されればよいと考えるのではなく、安全確保に向けて具体的行動を要求しているわけです。ご理解いただければ幸いです。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見 1

「その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。」について

「自らの能力の把握」は自分では、できていると思っけていても、実際にはとても難しいと思います。「その能力を超えた業務を行うこと」がないような監督体制が必要なことを考えると、「憲章4」の文章は4 - 4の文章に替えた方が、分かりやすいと思います。この文章では、「その能力を超えた業務を行うこと」は、是認しているような印象を与えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

「その能力を超えた業務を行うこと」がないよう公的資格が整備されている場合には、行動の手引4 - 4 . の条文を守れば十分です。しかし多くの業務においては必ずしも公的資格は整備されていません。そのような場合にも「自らの能力の把握」を行うよう努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動することを求めているのが憲章4条です。

なお、「その能力を超えた業務を行うこと」すべてを認めないわけではありません。そうしてしまうとチャレンジができなくなり、科学技術の発展や、個人の能力を伸ばすことが難しくなります。社会に危害を及ぼさないかの検討を行った上であれば、「その能力を超えた業務を行うこと」も許されると思います。もちろんその判断が独りよがりなものとならないよう、他者の意見を傾聴しつつ検討することが必要です。また、憲章4条の前に憲章3条の「自らの専門能力の向上」が置かれていることに意味があります。両条文は対になっていることをご理解ください。

匿名希望P様から頂いたご意見 2

この憲章4は、JCOの事故を想起させますが、再発防止には、「規則・手順遵守の徹底」「監督」「話し合える職場環境作り(無理な注文に対して)」が、より有効であると考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

規程の作成については、複雑に絡み合う問題や取り組むべき内容を、ある部分で分類し、重複を避けながら記載する作業が必要になることから、憲章4条にかかわるとお考えの問題が、行動の手引4 - 1 に書かれていないことにわかりにくさや疑問をお持ちになられるかもしれません。ご指摘の点のうち、「規則・手順遵守の徹底」については前文で法令・規則の遵守を強調するだけでなく、行動の手引2 - 2 . (現在は2 - 3) や7 - 5 . でも触れています。「監督」を受けることについては行動の手引2 - 9 . (現在は2 - 10) で「他の意見・批判をよく聴く」ことを要求するとともに、4 - 3 . では組織全体としても他の組織の監査を受けるよう要求しています。「無理な注文に対して話し合える職場環境作り」は行動の手引5 - 7 . で述べています。

しかし、これらをしっかり守ることだけで憲章4条が守れるとは思いません。会員はあらゆる方策を通じて憲章4条を守るように努めるべきだと考えます。

行動の手引 4 - 2 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

「4 - 2 . 会員は、所属する組織が安全確保のため十分な努力を払っているかを見極め、万一不十分なときは組織を変革するよう努めなければならない。＜とくに経営者・管理者の立場にある会員は組織のメンバーの人格を尊重し、風通しのよい組織づくりに努めなければならない。＞」とする。

理由：概して事故の多い組織・職場は組織の活力が低いところ。最近の企業の倫理的な不祥事が「後ろ向きの内部告発」で表面化していることを見ると会員であるとともに社会的な地位として管理者・経営者の人間への姿勢について倫理規定に盛り込んでおきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご提案の加筆を行いますと、経営者・管理者の立場にない会員は組織変革に努める必要は小さいととられる可能性があります。会員は全て専門家としてこの努力をする必要があります。原文のままとさせていただきます。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

3 - 5（現在は3 - 6）4 - 2 , 4 - 3、4 - 5、は企業に勤めている会員にはかなりの重荷を要求するものではないでしょうか？各企業の経営方針（当然企業倫理は確立しているはず）に基いた仕組みに、個人能力向上の環境改善、作業環境の改善、などを進言する事にはかなりの能力や経営情報が必要で、一般論として要求する事には無理があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ここで述べていることは組織に所属する会員への努力目標ですが、ご指摘のように会員個人への大きな負担となりうるかも知れません。しかし、企業倫理の確立した組織なら原則的には改善提案は可能なはずであり、また会員は常に「人類の福祉・・・」への貢献という絶対的な尺度を持って改善提案をすべきと考えます。経営情報というよりもむしろ、先に述べた絶対的な尺度を基にした判断が可能なように、常に個人の能力向上を図ることが必要なのではないのでしょうか。本条項はそのようなことを要求していると思います。

行動の手引 4 - 3 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見

会員は、・・・適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合はそれを設けるよう努める。

現実的ではない？最初の一文のみで監査の必要性を謳っており、要求として十分では。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

制度を作ることは個々の会員には難しいことです。そこでここは「設ける」という表現でなく「設けるよう努める」という表現にしています。現実的でないなどおっしゃらず、すべての会員がピアレビュー制度の整備に努力していただきたいと考えます。また、監査の制度が十分普及しているなら、ご指摘のとおり後半の文は不要です。しかしピアレビュー制度の重要性の理解は不十分だと考えております。そこで注意を喚起するため、あえてこの文を入れております。近い将来、これを削除できるようになることを期待しております。

行動の手引 4 - 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 S 様から頂いたご意見

< 公的資格に関する法令順守 > 4 - 4 . で「原子力分野の」と公的資格を限定する記載ですが、他の法令遵守要求が分かり辛くなります。削除するか「原子力分野を含め、関係する」と記載した方が良いかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご意見を拝承し、「原子力分野の」を削除いたします。4 - 4 . を次のようにいたします。

< 公的資格に関する法令遵守 >

4 - 4 . 会員は、公的資格を必要とする業務を資格なしで行わず、無資格者に行わせ
ない。

行動の手引 4 - 5 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見 1

会員は、所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め、十分尊重してない場合には尊重させるよう働きかける。

「組織は尊重せよ」というのみで良いのでは。「組織が動かなければ個人が動くべき」といちいち各条文中に記載するのは実効的とは思えない。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

各条文で「組織が動かなければ個人が動くべき」と書くのは読みにくくなるので避けることにしました。倫理規程は原子力学会会員が守るべき規範ですが、会員には組織として加入している賛助会員もいます。そこで組織が守るべき規範も盛り込まれていました。ただ、基本的には個人会員を主体に考えています。そのようなことから、大切な事項については「組織が動かなければ個人が動くべき」と書いていたわけですが、今回、これを大幅に見直し、会員とは基本的には個人会員を指すものの、賛助会員と考えると違和感のない表現を工夫しました。なお、「組織は尊重せよ」という表現は、基本的には個人会員が守るべき規範にはふさわしくないということで使っておりません。採用したいと考えている条文は次の通りです。

会員は、公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。

匿名希望I様から頂いたご意見2

・・・組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。

「尊重」とは意味が異なる「優遇」とした理由は？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

そもそも倫理規程として「優遇」を呼びかけることへの疑問が出され、この条文は上記のように抜本的に見直すことにしました。ご指摘ありがとうございます。

匿名希望N様から頂いたご意見

「・・・公的資格を尊重しているか見極め・・・（中略）・・・公的資格を優遇する」に関連し、

「尊重しているか否か」の判断基準的なものは何かあるのでしょうか？また、個人の主観的判断で良いのでしょうか？

「公的資格者を優遇する」については、具体的にどのようなことを組織に要求されているのでしょうか？会社組織においては、資格取得時における一時金（資格取得祝金など）の制度が考えられますが、これ以外で優遇する方法（職位の昇進、恒常的な給料アップ）については、単に公的資格を有しているだけでは、難しいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘の通り、尊重しているかどうかの判断は難しく、判断基準を示すことは困難です。また、「優遇」としても具体的にどうするか難しいのもご指摘の通りです。そこで条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。なお、ここで会員には法人会員である賛助会員も含まれます。

会員は、公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。

憲章5条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

北岡逸人様から頂いたご意見

倫理規定案、大変興味深く読ませて頂きました。私は、プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワーク（<http://www.kisnet.or.jp/~hanyu/mainpage.htm>）の事務局長をしています。プルサーマルに関する住民投票実現運動に関わる過程で、現在柏崎市議会議員（<http://www.kisnet.or.jp/hayato/k.htm>）をさせて頂いています。

私は脱原発を望んでいますが、それまで安全・安心に暮らすため、是非とも原子力関係者に実践して頂く必要のある、「心構えと言行の規範」を規定されようとしていると感じました。原発に関する情報公開の制約などで、本当に困っていますし、原子力関係者の非倫理的な言動などで、不信や不満と恐怖をつのらせているからです。

しかし、この内容に問題を感じないわけではありません、いわゆる反・脱原発・核廃絶・環境保護団体などの、市民・住民・国際団体との健全で建設的な関係に関して・・・。国も法律で保護を定めた内部告発に関する態度・立場の表明・扱い、・・・などに関しても明確に規範を規定すべきであると感じます。

具体的な文案は考えていただければと思いますが、当方でも用意出来れば改めて送信致します。

尚、私は柏崎での日本原子力学会では、幾つかの会場に足を運び質問もしています。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

本規定は、日本原子力学会員それぞれのモラル向上のための守るべき心構えと、行動の規範を定めたものであり、特定の個人・団体との関係について定めたものではありませんが、原子力の健全な発展のためには、国民的合意のもとに進めて行くことが大切であり、このため、原子力にたずさわる人々、とりわけ指導的立場にある日本原子力学会員に対し、原子力にかかわるあらゆる立場の人々のご意見、ご質問（この中には、内部告発によるものも含まれますが）に対して謙虚に耳を傾け、自らの姿勢を正す不断の努力を促すためにも本規定が有効ではないかと考えております。

武田邦彦様から頂いたご意見

第五条：「自らの有する情報の正しさを確認する」となると間違った情報を自分の保有にすることになりますので、「必ず正しい情報を保有することに心がけ」はどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

これも第四条に対するご指摘（「能力を超えた業務」というものは論理的に不可能）に似て、用いる言葉自体に関する論理的なご指摘だと存じます。そこで、情報の正しさという事が社会でどのような役割を果たして欲しいかという、効果の方に言及する文脈を加えて、次のように改訂致しました。

「会員は、自らの有する情報の正しさを確認するよう心掛け、公開を旨とし説明責任を果

たすよう、行動する。」

宮沢龍雄様から頂いたご意見

憲章 5 番目の“公開を原則とした行動”と 7 番目の“...・・受託者として誠実に行動する”事とは矛盾ではありませんか?特に企業での会員の「企業秘密」、公務員の「守秘義務」と「公開」はどのように行動すれば良いかは難しくなります。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

公開を原則とした行動とは具体的には行動指針 5 - 2、5 - 3 に述べるものです。ただし、5 - 4 のような例外もあります。この公開の原則が企業での「企業秘密」、公務員の「守秘義務」などと相反する状況はたしかに考えられます。特に、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報とは何かという判断は非常に難しいものです。行動指針もそれに従えば自動的に倫理的問題を解決できるというものではないのです。それでも倫理規定を制定する意義は、会員が日頃倫理的行動とはいかなるものかを考える材料を与えることにあります。倫理規定制定をひとつの機会として「公開を原則とした行動」についても会員がそれぞれの立場に即して考えることを期待しています。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「社会的信頼を得るように努める」について

憲章 2 に同じです。

5 - 2、3、5、6、7 いままでは、これらの点が不十分で、社会の信頼を失ってきたと思いますので、これからは、是非実行して下さい。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

社会の評価を素直に受け止め、その評価が何に起因しているかを考える姿勢が大事だのご指摘はその通りだと思います。5 - 2、3、5、6、7 を会員が守るよう、倫理委員会としては努力していきます。

行動の手引 5 - 1 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定 (2001 年 9 月) までに頂いたご意見

宮沢龍雄様から頂いたご意見

5 - 1 は知識、能力によって差が出る項目で項目としてあげるだけに終わってしまうような気がします。情報が正しいかどうかの確認は大変難しい時があります。特に企業のように

な階層的な組織では正確さの確認や追求には限界があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

情報の正しさの確認は容易ではないかもしれませんが、しかし会員は原子力の専門家としてこれを行なう義務があります。原子力の安全に係る情報について自ら確認することを怠ることは倫理的に非難されます。

行動の手引 5 - 2 . ~ 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定 (2001 年 9 月) までに頂いたご意見

岡部茂様から頂いたご意見

「守秘義務と情報の公開」 - 5 - 3 . と「非公開情報の取り扱い」 - 5 - 4 . とは相互に矛盾しないか? 「会員 (個人)」はいかに振る舞えば良いのか? 公開する必要は無いのか?

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

5 - 3 . は公衆の信頼、安心を失わないため必要な情報は公開しなければならないという原則を述べたものであり、5 - 4 . はその原則の例外を述べたもので、矛盾はありません。なお、個々の会員がいかに振る舞えば良いのかは状況ごとに異なり、最良の解が一つに定まるというものではありません。倫理規定はその際の道しるべを与えるに過ぎません。現実には 5 - 3 . と相反してくるのは 5 - 4 . よりむしろ憲章第 7 条の規定だと思われます。「誠実な被雇用者として振る舞い」、「組織を害するような情報を公開するな」と圧力が掛かる状況が想定されます。そのようなときでも「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には公開せよ」と言っているのが 5 - 3 . です。

北村正晴様から頂いたご意見

項目 5-2 だけ、「情報の意図的隠蔽は・・・」という解説文を添え書きしておられます。ここだけが自明でなく、他の条文の提示理由は自明と言うことでしょうか? 解説が必要ならここだけに書き込むのではなく別途各条文ごとに明記した方がよいのでは?

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

この部分は特に強調したいということで書き込んであります。倫理規定は十分に推敲すべきであり、条文の書き方はできる限り統一を図るべきだとは思いますが、それ以上に内容の吟味のほうが大切です。委員会としてもさらに推敲を重ねたほうがより良いものになることを否定いたしません。時間の制約もあり、ぎりぎりご同意いただける範囲内にありましたらお認めいただければ幸いです。なお、今後の改定の際にはさらに推敲を重ねたいと存じます。

(2005 年の改訂以降、解説的な文章を末尾に置かないようにし、条文の書き方を統一した。)

斎藤了文様から頂いたご意見

価値判断はだれがするか

「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には」という同じ個所について、条件文であることに注目しよう。ここでは、一般に安全に関わる情報だとした場合に、安全に必要な情報であるということを判断できるのは、会員である。危ないかどうかについて、会員相互に見解の相違がある場合でも、各会員は独自に判断できるというのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

この条文は「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報」は速やかに公開しなければならないということであり、積極的な行動指針です。もちろん会員間で見解の相違がある場合もあるでしょうが、そのときはよく議論をした上で、憲章に則った判断をするべきでしょう。

（5 - 3 ではかつてこのような表現が使われていたが、現在は「公衆の安全上必要不可欠な情報」という表現に直している。）

柴山哲男様から頂いたご意見

5 - 3 項：内部告発の推奨のように読める。例えば「必要な情報である場合には、組織に対して公開するよう積極的に働きかけなければならない」等とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

これは内部告発を推奨しているわけではありません。公開せざるをえなくなないようにすることが大切なのは言うまでもありません。これについては「代表的なご意見とそれに対する回答」もご参照ください。

宅間正夫様から頂いたご意見

「5 - 4 . 原子力に係る情報でも、＜個人のプライバシー、法で保護されるノウハウ、＞核不拡散や公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明しなければならない。」とする。

理由：情報の非公開の論議は難しいが少なくともこの2点は当然の事ながら追記しておくほうがよいのでは。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

公務員の場合、非公開6項目については守秘義務を生じます。これは、個人情報、法人情報、核不拡散等情報、核物質防護等情報、意思決定プロセス情報、業務運営に関する情報です。また公務員以外の場合には所属組織との契約により他にも守秘義務が生じます。これらを全て列記すると非常に読みづらくなります。そこで「等」として省略しています。会員が自分の言葉に置き換える際にその意味をしっかりと考えていただくこととし、ここは

原文のままとさせていただきます。

平岡徹様から頂いたご意見

全体として清廉潔白な人格を学会員に要求しているのは理解できるが、行動指針に気になる条項がある。それは所謂"内部告発"に係る5 - 2項および5 - 3項である。

<情報の公開>

5 - 2 . 原子力の安全に係る情報は積極的に社会に公開しなければならない。会員は、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利な情報であっても、決して隠してはならない。情報の意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

<守秘義務と情報公開>

5 - 3 会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合は、これを速やかに公開しなければならない。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。

これらの項目における ".....ならない。" という表現は全き義務としていることになり他の選択肢は許されていない。個人としてはあらゆる場合にこれに耐え得るであろうか。このような文章が入ったのはそれに対応する法律改正が行われたためという説明を聞いたので、対応する今回の原子炉等規制法の改正された文章を見てみると、流石によく出来ている。

(主務大臣に対する申告)

第六十六条の二 精錬事業者、(中略)その事実を主務大臣に申告することが出来る。

2 精錬事業者、(中略)不利益な取り扱いをしてはならない。

第六十六条の二の1項では"..... に申告することができる。"として「個人」の判断に委ねている。「申告すべきである。」とは言っていない。法律と行動指針とはベクトルの向きが逆である。法律でも「組織」に対しては次の第2項において、".....してはならない。"と言うように命令している。このように「個人」と「組織」の立場をはっきり分けている。また、申告と公開とは異なる。

仮に個人が情報を申告または公開した場合、組織がその個人に不利益をもたらすことを禁じる点は法律と行動要領とは一致している。従って個人が不利益を蒙った場合はこの法律が守ってくれるのであって、学会の行動要領が守ってくれるわけではない。

また、行動要領の項目の内容と名称が一致していない。5 - 2項は<情報の公開>となっているが、<原子力の安全に係る情報の公開>であり、さらに個人に関することは次項にまとめたほうがよい。さらに、5 - 2項の最初の文章に主語がない。"会員"であろうが、前述のコメントの趣旨により、受身形に変えたほうが良い。すなわち代替案として次のようにしたらどうだろうか。

<原子力の安全に係る情報の申告と公開>

5 - 2 . 原子力の安全に係る情報は積極的に社会に公開されなければならない。情報の

意図的隠蔽は社会との良好な関係を破壊する。

5 - 3 . 会員は、組織の守秘義務に係る情報であり、また、その情報がたとえ自分自身や所属する組織に不利な情報であっても、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合は、これを速やかに主務大臣に申告するか公開することが望ましい。

5 - 4 . 前項の行為をしたことを理由として、組織は守秘義務違反を問うたり、その個人に対して不利益な取り扱いをしてはならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

法律と倫理規定では役割に差があります。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を生じさせた者を罰することに重点が置かれます。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるをえません。一方、倫理規定は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものです。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。情報公開は法的義務ではなく倫理的義務であり、ここに明記すべきものと考えます。

宮沢龍雄様から頂いたご意見

5 - 2、5 - 3 ですが、これは原子炉規制法でも「内部告発」の奨励が法制化されたようですが、これは法律では仕方が無いかもしれませんが、倫理として取り込む事は抵抗を感じます。「安全に関わる情報」、「公衆の信頼感・安心感を失わないための情報」などは解釈の幅が非常に広く、もしもともにそれを対象にした告発が出てきた場合、学会はどのような責任を取れるのかが心配になります。出来ればここは法律に任せて、拡大する事は避けた方が良いのではないかと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

法律と倫理規定では役割に差があります。法律はそれを遵守させる強制力を有し、問題を生じさせた者を罰することに重点が置かれます。自ら生じさせたものでない問題を解決する努力を払わなかったことを罰することに対しては慎重にならざるをえません。一方、倫理規定は会員の心構えと言行の規範であり、会員が自らの意志で外部に対し宣言するものです。専門家は公衆に対し、自ら生じさせたものでない問題についてもそれを解決する努力を払う倫理的義務があります。情報公開は法的義務ではなく倫理的義務であり、ここに明記すべきものと考えます。なお、どのような告発を心配されているのか分かりませんが、倫理規定を誤解して行動し損害を受けた者に対し学会が責任をとる必要はないと考えます。

匿名希望 A 様から頂いたご意見 1

内部告発について

(1) 告発者を保護する仕組みが必要ではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

原子炉等規制法において原子力施設の安全確保は義務付けられており、さらにこれに違反する事実があった場合、従業者はその事実を主務大臣に申告することができることになっています。その場合、事業者または使用者はその申告をしたことを理由として従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないことになっています。すなわち告発者は法的に保護されています。法令には違反しないが、その精神にそって未然に内部告発があった場合などの対応は、今後当学会としても真剣に考えなければならない問題で、倫理規定発効後の活動と考えています。

匿名希望A様から頂いたご意見2

(2) 行動指針7-1, 7-3と5-2は抵触しないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

抵触する状況も考えられます。倫理規定は、それに従えば自動的に倫理的問題を解決できるという性質のものではありません。条文が相反する場合は会員自身でどう行動すべきかの解をみつけないければなりません。なお、5-2の規定は7-1や7-3に優先する規定と捉えるべきです。

匿名希望D様から頂いたご意見

闘争の奨め

「自らの権限でこれを改善できない場合には、権限を有するものへ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない」(2-4)(現在は2-6)同様に(5-2)(6-3)等。実際の職場では難しく、首を覚悟で闘争することを学会が奨めていることになるでしょう。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

この条文は闘争を勧めているわけではありません。まずなすべきことは、自らの職場が問題を生じたときに改善を提案できる環境であるかどうか省みて、もしそうでなければ改善する努力を日常的に払うことが大切です。権限を有するものへ働きかけも具体的には誰に対して実施するかは状況ごとに異なるでしょう。闘争という形を選ぶことはかえって問題解決を難しくするので避けられる場合は避けるべきです。外部に働きかける内部告発は最後の手段です。条文をよく読んでいただければ、これが闘争の勧めでないことはご理解いただけるかと存じます。(現在の2-6からは情報公開関係の記述は削除している)

匿名希望D様から頂いたご意見(再度)

会員の保護 公開の内部告発が組織の守秘義務に上回る規定となるのであれば、法規では、組織がその者の違反を問うてはならない旨明記して保護しているが、学会には保護の権限がないのに義務として奨励しているのは、無責任となる。組織内で差別を受けた場合、学会に訴えたら、また学会を訴えたらどうできるか考える必要がある。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

現状では学会には会員を保護する能力がないのは事実です。改正された炉規法により保護

されることにはなっていますが、それで十分であるとも考えておりません。専門家として倫理的な行動をした会員が職業上の不利益をこうむった場合、学会としてその会員を支援する手立てはいろいろ考えられます。倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会では、そのような制度の検討にも着手すべきだと考えます。なお、倫理規程はその条項を字句どおり適用しさえすれば良いというものではないことは、ご意見2への回答でも書きました。実際にどのような行動をとるかは最終的には会員個人の判断に委ねられます。当面、学会としてできることは、会員が常に倫理を意識して専門職を遂行するよう呼びかけることと、どのような行為が倫理的かのガイドラインを示すことだけです。この点を会員が理解すれば、会員が学会を訴えるようなことは生じ得ないと考えます。

匿名希望E様から頂いたご意見

前文、憲章5項及び行動指針5-1から5-4の情報公開に関する事項については、情報公開と情報提供との差異に関する考察の整理、法的関係の整理等を行った上で再度検討し、記述または構成をしなおす必要がある。従って、原案は支持できない。

(理由)

(1) 行動指針5-2項第2文は情報公開の趣旨とは異なる。「情報の公開」と「隠さないこと」とは次元が違う。

(2) 行動指針5-3は守秘義務とそれを果たさないことの法的な検討を十分踏まえた上での再起草を求めます。原案はあまりにナイーブ過ぎると考える。「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である」とはどのような客観的基準なのか。「公衆」、「信頼感」、「安心感」、「失わない」、「必要」、「情報」、「である」のすべてについて、客観的な判断基準が示せない限り、行動指針5-3は不適切と言わざるを得ない。

(3) 前文中「公開の原則」は、この問題にかかる歴史的な経緯、法的な経緯のみならず、価値観、立場の相違等に鑑みれば、定義を含め慎重かつ周到な記述が必要である。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

憲章5は「--するよう心掛け、公開を旨として、説明責任を果たすよう行動する。」と改めます。ただし、前文は、「公開の原則のもとに」をひとつの考え方として残しています。

匿名希望E様から頂いたご意見(再度の1)

行動指針5-2案を以下のように改められたい。

「技術的な見地から公衆の健康に悪影響を与える可能性があるると予測される活動に関する情報については、あらかじめ明らかにされた情報開示に関する適切な組織内部プロセスを経て、適時、的確に、かつ積極的に公開するものとする。」

(ご意見の補足)

1. 倫理規定行動指針の表現ぶりについては、扱う内容が「倫理」という個々人の価値観に依存する事項に関係するものについての「指針」であることから、可能なかぎり客観性を重視した表現ぶりを検討すべきです。

2. 情報公開については、「代表的なご意見とそれに対する回答」5. 中、2番目の「回答」にも若干貴委員会の見解が見えますが、考えるべきは、学会が訴えられようが、訴えられまいがには関係なく、「指針」として「安全に係る情報のうち安全および公益に係るものとは何か」というような判断要素が指針上、合理的に明らかになっているかどうかです。そこを十分明らかにしないままに「適切かつ積極的に」と、意味不明に公開「しなければならぬ」とは、会員としてどう行動してよいのか不明であり、これでは指針になっていません。

3. 「公益」という用語は十分注意して使用しなければなりません。ある物質の存在自体が、公衆の健康・安全という公益に反すると考える「公益」に関する価値観から、その「公益」を守るために必要な情報として、「当該物質が世の中のどこに、どのような形態で、どう保管してあるのか、またはいつ、どう輸送するのか」に関する情報を公開せよ、といわれた場合、行動指針5-2はどうか機能するのでしょうか。公益とは何かを常に自問していく姿勢は極めて重要で、すべからず会員は自問し続けなければなりません。価値観の相違を内在している事項について、「公益」などという意味不明な（すなわち合意がえられない部分を含んでいる）用語のみを形式的な指針として用いて、問題の本質を問わない姿勢は、原子力開発の歴史の教訓に学ぶ姿勢からは程遠いと思います。「良いから、良いのだ。」と言っているのと違いがありません。情報公開に関する議論が、ともすれば冷静さを欠いた、感情的な議論になり、情報公開が適切に進まない理由は、公開という行為に関する客観的な認識、分析が乏しいからです。そのような不毛な議論に行動指針案5-2は利するものとなることをおそれます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

頂いたご意見のうち、情報開示についてあらかじめ手順を定めておくことが大切とのご指摘を拝承し、5-2に「適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。」という一文を追加させていただきます。「公益」とはなにか定義しないで使用するのは問題だとしてのご指摘を拝承し、「安全および公益に係るもの」を削除いたします。また、「しなければならぬ。」との表現を全条項にわたって見直し、「する。」という決意表明の文に修正させていただきます。さらに、「行動指針」を「行動の手引き」と名称を変更いたします。これまでの「行動指針」の「指針」は「道しるべ」という意味で使用していましたが、原子力の分野では「安全審査指針」のように「絶対守らねばならないもの」と理解されるようなのでこのようにいたしました。

以上、ご指摘事項に対してできる限り対応いたしました。委員会での議論内容を少し補足させていただきます。ご意見の根底には、「明確に定義できないものは混乱を引き起こすので行動指針に書くべきではない」というお考えがあるのだと理解いたします。しかし倫理

問題への対処法は物理法則のように短い文章で誰もが同じ理解をするように書き表せるものではありません。必ずしも正解がなく、場面ごとに対処法を考えざるを得ないものだと我々は考えています。しかし正解は場面場面で変わるものだといっても、その基本となる考え方に大きな不一致はないと考えます。その合意できる点を文章にしたものが学会倫理規程です。あいまいではあっても文章化することには意味があります。第 1 に、文章化されたものがあって始めて「不一致があるとすればどこか」という議論が開始できます。第 2 に、会員がこれを行動に移すときはいずれにせよ自分の言葉に置き換えざるを得ないので、文章化されたものは会員各自の考え方が独り善がりでないかどうかのチェック機能を果たします。我々はこの規程を、グループでの議論や会員各自が行動を省みるときの規範のたたき台として利用していただきたいのです。

どこまで書けば会員が迷わないで判断できるかについては委員会でも時間を掛けて議論しております。結論的には多くの事例を集めてそれを示していくしかないと判断しています。このような事例集作りはある程度時間を要します。今後学会では制定委員会のあと規程の改訂も含めてさらに検討を続ける委員会設置の予定ですが、そのような場で事例集作りも手掛けていきますので、ご協力をお願いします。

なお、核物質防護については、行動の手引き（行動指針）5 - 4 に別途記載してあります。このように手引きと手引きが相反する場合は現実問題としてよく現われます。どちらを優先するかは状況ごとに会員が判断しなければなりません。このような注意は行動の手引きの前文部分に加えました。また、「公益」とは何かの議論も今後続けていきたいと存じます。「情報公開」について委員会は「公衆に対する説明責任を果たすことである」という見解を持っています。このため前文では「公開の原則のもとに」という表現に止めていますが、憲章では「公開を旨とし説明責任を果たす」と説明を加え、行動の手引き（行動指針）5 - 5 で若干説明を加えています。不十分だというお叱りは甘受いたしますが、今後さらに議論を続けますのでご協力をよろしくお願いします。

匿名希望 E 様から頂いたご意見（再度の 2）

行動指針案 5 - 3 . は削除されたい。

（ご意見の補足）

1 . 組織が営利企業である場合、この行動指針案はどのように機能するのか不明です。各会員が「公衆の信頼感・安心感を失わないために」必要な行動を、当該組織内で不断に努力することは極めて重要であり、各会員がそのために高い使命観を持つことは、常に求められます。その範囲で指針化することには賛成しますが、そのことと、情報公開という対外的な行為とは別次元です。

2 . 特に行動指針案 5 - 3 . 第 2 文は、会員が国家公務員の場合には、国家公務員法違反を、地方公務員の場合には地方公務員法違反を、そして会員が民間人である場合には、損害賠償請求等の民事上の責任を負う可能性を、むしろ学会として推奨しているものと考えます。指針としてはまったく不適切です。会員の中には国立大学の教官や、見なし公務員

の方々も多いと思われませんが、お気をつけ下さいますよう、注意を喚起しなければなりません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

行動の手引き（行動指針）5 - 3は、まさに「公務員法に違反しても、また、損害賠償請求等の民事上の責任を負うことになっても」それが「公衆の安全のために必要な情報である場合には」公開するよう行動せよと言っているのです。なお、原案にあった「信頼感・安心感を失わないために必要な情報」という表現は変更してあります。そのような（感性に訴える）情報は、「速やかに公開」する前に確認する（5 - 1）ことが困難なためです。さて、我々が倫理的に行動するという一部の法令・規則を遵守することは含まれますが、それが全てではありません。法律は違反したときに罰を科すことで社会秩序を守るため使われますので、どうしても最低限のモラルだけを要請することになります。悪事の実行に罰を科することは法律になじみますが、悪事を防止しなかったことに罰を科することについては疑問があります。まして善い行いをしなかったからといって罰するのは不当です。一方倫理規程は、悪事は防止しよう、善い行いをしよう、と一段上のモラルを要請するものでなければならぬと考えています。

この手引きの実行に当っては細心の注意が必要です。残念ながらその行為が倫理的に正しかったとしても、その行為者を守る能力は現在の学会にはありません。したがって個人の責任で行動してもらうことになります。現実には内部告発という手段に訴える前に他の手段で問題を解決できることが多く、この手段に頼らざるを得ないケースはめったにないと思います。他の手段を探そうとせず、いきなりこの手段をとるのは倫理的にも問題があると我々も考えています。しかし最後にはこの手段を用いてでも「公衆の信頼感・安心感を得る」よう行動せよ、と会員の高い使命観に訴えているのがこの行動の手引き（行動指針）です。

法律は当然守らねばなりません。そして法律が完璧なものであるなら、公務員法に違反することを要求していることにはならないと思います。万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を損なうことになるなら、これは本当に厳しい状況ですが、法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います。

このような点につきましては具体的事例を念頭に置かなければ議論が不毛になるように感じております。その意味で、次の段階で事例集作り等に取り組みますので、その中で議論を続けさせていただきたいと存じます。

匿名希望E様から頂いたご意見（再度の3）

行動指針案5 - 4 . 中「好ましくないもの」の意味するところを明確にすべきである。それができないのであれば、行動指針5 - 4 . の削除を求める。

（ご意見3の補足）

1 . 行動指針に解釈の別れる表現を用いることは好ましくない。おそらく、制定者は「核不拡散」等の用語をもって自明なものと考えているのであろうが、余りにも安易である。

2. 例えば、ある物質の地上からの全廃を目指すことが「公益」と考える者からすれば、ある物質に関する情報を何でも公開することは「好ましい」ことであり、指針案5-4. はその実際の適用に際し、大きな混乱をもたらします。

3. 指針案5-4. 「好ましくないもの」の表現は、世界の核不拡散へのわが国の一番の協力が、わが国の原子力開発を凍結することとってはばからない国内外の者が存在している（学会員にもいらっしゃいます。）ことをも考えると、指針として体をなしていません。指針案5-2. 及び5-3. との関係も不明です。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

行動の手引き（行動指針）5-2、5-3との関係から説明しますと、これは例外規程で、5-4に該当する場合はこちらに従えと言っているのです。そのような条文間関係も今後明確にするよう努力していきます。

情報公開法に整合させるなら、「個人情報、法人情報、核不拡散等情報、核物質防護等情報、意思決定プロセス情報、業務運営に関する情報については非公開にすることができる」となります。このように書けば、情報公開法も知らない会員にそれを教える効果はあります。あえて情報公開法に整合させなかったのは、会員が「それが全てだと考える」ことによる思考停止に陥ることを防止したいからです。「公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないもの」という表現に止め、「核不拡散」という例を一つだけ示すことで会員にこのことについても考えることを要求しているのです。情報公開法などで定義されていることについては今後解説集のようなものを整備してそこで説明するようしていきたいと考えます。

何を正しいと考えるかは、究極のところは個人の見解で学会としての一致は難しいかもしれません。しかしそこを恐れずに議論をしていこうというのが我々の意見です。学会員は専門家として科学的事実を尊重すること、科学的事実の普及に努めることも行動の手引き（行動指針）6-1、6-2で要求しています。学会はご指摘の「何が好ましくないか」についても積極的に議論する責任ある組織となるべく、一層の努力すべきだと考えますので、ご協力をお願いします。

匿名希望E様から頂いたご意見（再々度）

「5-3」の削除を求めます。

（ご意見の補足）

1. 本項目に関しいただいた見解からは、法律が社会においてどのような意味を有するかについて、必ずしも十分な学術的背景をお持ちにならない方が関与、起草されていると、考えざるを得ません。

（1）法律は最低限を規定し、倫理規定は高いモラルを規定するとのこと説明ですが、法律違反をすること（あるいは少なくともその可能性を教唆すること）が高いモラルであるというのでは、法治主義の否定になります。

（2）「善い行いをしなかったからといって罰するのは不当です。」とのこと説明もおかしい

ですね。法律の解釈は司法が行うわけですが、不作為と処罰に関する近時の判例傾向をよく御検討くだされば、このようなご説明にはなりません。当然このあたりは法解釈、立行政策の問題にも関係しますが、この見解をお作りに成られた方々の個人的な見解ではすまない問題を含んでいます。そもそも、「善い」モラルがあれば何をしても良いとのご説明では、5 - 3を削除すべきことに対する反論になっていません。モラル的に「善い」とは何か、特定の価値を強要していませんか。「一段上のモラル」とは何でしょうか。意味不明です。

(3)ご説明には、「法律は当然守らねばなりません。そして法律が完璧なものであるなら、公務員法に違反することを要求していることにはならないと思います。万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を損なうことになるなら、これは本当に厳しい状況ですが、法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います。」とあります。思想の自由はありますので、何をお考えになっても良いのですが、学会として、本当にそのような統一見解になさるのですか。自分が(善いモラルに基づいて)適切と思えば法律違反をせよということですね。それこそ、かつての大学紛争の際に多用された論理です。それはモラル(モラルにもいろいろなモラルがありますね。)の相違の問題ではなく、社会の中でどのように生きていくについての哲学的な部分にかかる問題であり、私と制定委員会(ないしこの部分の解説をお書きになられた方)との間には、明確に価値観の相違があります。ご説明では「具体的事例を念頭に置かなければ議論が不毛になる」とされていますが、本質的な問題を先送りして事実上議論を収束させてしまおうという意志が見られます。個別事例の議論ではなく、哲学が問われています。学会は本質論を議論する場だと思っています。

(4)「自分には「善い」ことがわかっている 自分は「善い」ことを体現しようとしている 実定法(あるいは組織・社会)にはまちがっているところがある 違法でも「善い」ことをすることは良いことだ 良いことをする。」というような考えであれば、そのような行為は、オウムのおぞましい事例をあげるまでもなく、現実社会から遊離するでしょう。

(5) 5 - 3は改正された原子炉等規制法第66条の2を踏まえたもののご見解のようですが、ご承知のように両者には以下のような差異があります。

(5 - 3の表現) (法第66条の2)

「公開する。」 「主務大臣に申告することができる。」

「守秘義務違反を問うてはならない。」 「不利益な取り扱いをしてはならない。」

すなわち、

- 1) 「公開」と「主務大臣への申告」とはまったく次元がことなるものであること
- 2) 「する。」と「することができる。」とは、行為主体者に対する強制の程度においてまったくことなるものであること
- 3) 「守秘義務違反」と「不利益な取り扱い」とは異なること

以上のような、本質的な差異があるにもかかわらず、それについての合理的説明がないままに、あえて法律とは異なる文言にこだわる理由が理解できません。ご説明ください。

また、法的に守秘義務が求められる職種につかれている会員も多いと思いますので、5 - 3は法律からの逸脱を示唆していることにつき、法的関係をどのように整理されているのかご見解をお示しください。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.8.7回答）

結論から申し上げますと、5 - 3は原案のままとさせていただきたく、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

法と倫理の関係につきましては、エンジニアであり法学部も卒業していらっしゃる技術士、杉本泰治氏が次のように書かれています。

倫理は主としてモラルから発生し、法は、主として常識（＝共通意識）から発生する。法と倫理は、法の足りないところを倫理が補い、倫理の足りないところを法が補う補完関係にある。なぜ、補完が必要なのだろうか。

法による強制は強力だが、それだけでは不十分というのは、第1に、制裁は人の自由を束縛し（懲役、禁固など）人の財産に干渉する（罰金、損害賠償など）性格のものだから、人の権利を不当に侵害することがないように、適用の条件が厳格に規定される。その結果、社会から非難されるようなことでも、法的追求を免れ、法の網から漏れるという空白部分が生じる。

第2に、強力な法律を作って義務として強制しようとするほど、人々は、責任を他人に転嫁して逃れようとする。法を積極的に順守するよりも、法による制裁を逃れさえすればよいという消極的な対応になりがちである。そこにも法の空白部分が生じる。

第3に、事故が起きてから法律によって責任を問い制裁するのは、後追いの手法である。いかに多額の損害賠償を得ても、失われた生命は戻らず、失われた健康はしばしば回復不能である。人の生命や健康にかかわることは、起きないように抑止する歯止めとなる行動が必要だが、それには法による強制はほとんど無力である。

倫理の場合も、倫理規程を制定し、違反すれば制裁する、という強制の手法は、法律の場合と同じ結果になる。倫理は、人が、他から強制されることなく、みずから目標を定め、自律的に遂行するものである。

（杉本泰治・高城重厚著、技術者の倫理入門、丸善、2001.4）

委員会では法と倫理の関係を上述の杉本氏の意見と同じように捉えております。したがって倫理規程の文言が法と異なるのは当然だと考えます。

委員会は法律違反を教唆する意図はまったくありません。このことは前文に「法令・規則を遵守し」と明記しているところから、是非ともご理解いただきたいと存じます。また、5 - 3が法律からの逸脱を示唆しているとのこと指摘ですが、そのようなご心配はご無用です。5 - 4において「公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。」と明記していますので、5 - 3の適用にあたっては5 - 4に抵触しないかを考える必要が

あります。法律違反になるような行為は当然 5 - 4 に抵触するものと委員会では考えております。

なお、「万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を損なうことになるなら、これは本当に厳しい状況ですが、法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います。」という解釈につきましては、ご指摘のように学会員全員の賛同を得ることは難しいことを理解いたします。この解釈自体は倫理規程案に含まれているものではございませんので、当面の規程制定にあたっては除外していただきますようお願い申し上げます。ただ、この意見は委員会の多数意見であることは申し添えます。また、今後のフォローアップ委員会ではこのような解釈につきましても、会員の意見分布がどのようになるかを調べていきたいと願っております。

匿名希望 E 様から委員会の見解に対し頂いたコメント

「行動の手引き」5 - 3 に関する倫理規定制定委員会の見解については、以下の観点から納得することはできず、改めて「5 - 3」の削除を求める。

(1) 原子炉等規制法第 6 6 条の 2 との関係につき、何ら合理的な説明がなされていない。

(2) 法と倫理との関係についての杉本氏の見解が援用されているが、その見解は法哲学の分野の多数説とは認められない。一方的に自己の主張に都合な論理のみを示して「どうだ。恐れ入ったか！」と言う手法は笑止であり、原子力のこれまでの社会との関係から得られる教訓から何も学んでいないと言わざるを得ない。学会のメンバーとして恥ずかしい。

(3) いくら倫理規定制定委員会が「法律からの逸脱を示唆しているのご指摘ですが、そのようなご心配は無用です。」と言っても、文言自体がそうなっていることには、変わりがない。なお、「5 - 4」の存在を「無用」の理由としているが、守秘義務を破ることを定める「5 - 3」に対して、「5 - 4」では単に「必要はない。」と言っているのみであり、守秘義務破りは否定していない。従って、心配ご無用という理由にはなっていない。全く「軽い」議論である。

(4) これまで、倫理規定制定委員会は「万一法律に欠陥があり、それを守ることが公衆の安全を・・・法律に反しても適切な行動をとるべきだと思います。」との理由で、5 - 3 削除についての私の意見を拒否してきたが、「この解釈自体は倫理規定案には含まれているものではございませんので、当面の規定制定にあたっては除外していただきますようお願い申し上げます。」とは、どのようなことか。私の意見を拒否する理屈を撤回するのであれば、私の意見を採用していただきたい。同一パラグラフで「ただ、この意見は委員会の多数意見であることを申し添えます。」とは、「当面はごまかしておいて、後からやはりそうだ。」という、逃げではないのか。このようなごまかしには不信感を持つ。もう少しご発言にロジック性、継続性を持って欲しい。

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見 1

5 - 2 組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。

「必須」ではないのか？

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

あらかじめ手順を定めておくことまで必須だといえるかで議論がありましたが、そうでなければ実施不可能ですので「必須」だと考えます。ご指摘ありがとうございました。ただ、これは個人会員の努力だけでは実現不可能です。そこで条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。

所属する組織が情報公開の手順を定めていない場合は、会員は、適切な公開が可能となるように手順の制定を組織に働きかける。

匿名希望 I 様から頂いたご意見 2

5 - 3 . 会員は、組織の守秘義務に関わる情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。

法的に問題はないのか？ 「守秘義務違反」で訴えられたら勝てるのか？

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

この条文に従って守秘義務違反した会員は罪を問われる可能性はあります。したがって会員は個人の責任で情報公開しなければなりません。この条文は会員に対し非常に厳しい要求をしているということは倫理委員会としてもよく承知しております。それでも会員には公衆の安全第一で行動していただきたいと考えます。なお、問題になるのはどこまでが「公衆の安全」のため必要な情報かに関する判断です。これについても会員は自己の責任において正しい判断をしていただきたいと存じます。なお、この条文があるため学会が訴えられることはないかという点については、顧問の弁護士に相談し、そのような問題は生じないという判断をいただいています。

匿名希望 I 様から頂いたご意見 3

5 - 4 . 原子力に係る情報でも、核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明する。

「聞かれたらいつでも説明できる」で良いのでは？ 予めのオープンなど非現実的に思える。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

「あらかじめ」は削除いたします。これは「一々あらかじめ明示するのは困難」だということも認めたものです。ただ、「あらかじめ明示できるようになっていなければおかしいと思う」という意見があることもお伝えいたします。ご指摘ありがとうございました。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要はない。」について

この文章は、どのようなことを想定しているのかわかりません。この文から連想するのは、もんじゅの事故です。「公衆の安全・利益等のため」との技術者の判断と公衆の判断が一致するだろうかとの疑問を感じます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

例えば核物質が盗まれないようにするための防護体制などは、公開してしまうと核物質を守りきれなくなります。このような情報は公開してはならないことになっており、技術者の判断と公衆の判断は一致しています。ただ、例をあげないと判りにくいので、用語集で説明するようにします。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 S 様から頂いたご意見

<情報の>公開 5 - 2 . の 2 番目の文章で、「社会との良好な関係を」とありますが、「社会からの信頼を」との記載にした方が良く考えます。前者の記載では「情報公開を行えば、良好な関係が出来る」というような少々驕り高いような感じにも思われます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 回答)

この文章は「隠蔽が良好な関係を破壊する」ことを指摘しているのであり、「情報公開を行えば良好な関係ができる」と主張しているわけではありません。ご指摘のような意図はなく、またそのような誤解を招くこともないと思いますので、原文のままとさせていただきますと存じます。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

澤田隆様から頂いたご意見

「5 - 4 不適切と判断されるものについては公開する必要はない」とあるが、これでは、必要はないが公開しても構わないと読める。しかし、核不拡散や核物質防護に係わる一定の情報は「公開してはならない」のではないか？

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.8.21 回答)

「行動の手引き」5 - 4 . は、原則公開という理念を前提とし、条件によっては公開する必要はないという趣旨の文章です。したがって、「公開しても構わない」という読み方はできないものと考えます。倫理委員会としましては、公開の是非をきちんと考えることが大

切という意味を込めて、原文通りとしたいと存じます。なお、「公開してはならない」とまで書く条文とするなら、対象を明確に限定して記述することが必要であり、それは倫理規程の目指すものとは違ってきます。どんなものは「公開してはならない」のかは用語集に一応記述しますが、それは必ずしも明確化されていないことをご理解ください。核不拡散に関しては、「核兵器あるいはその他の核爆発装置の拡散を防止する観点から国際的に特に厳格な管理が要求されている情報」(第 136 回国会法務委員会議事録等)という定義がありますが、これだけで「公開してはならない」情報を明確化できるとは限らないと思います。また、核防護に関しては、「不法に開示されると核物質及び原子力施設の防護を損ねるおそれがある情報」(原子力安全・保安院「核物質防護情報の管理に関する実態調査」の調査結果について等)と説明されていますが、やはり「公開してはならない」情報が明確になっているとは言いがたいと存じます。

2007 年 9 月の理事会から頂いたご意見

行動の手引 5 - 3 . <守秘義務と情報公開> 「会員は、公衆の安全上必要不可欠な情報については、所属する組織にその情報を速やかに公開するように働きかけるとともに、必要やむを得ない場合は、たとえ守秘義務違反に係る情報であってもその情報を開示する等により、公衆の安全の確保を優先させる。」とあるが、公衆の安全上必要不可欠な情報については守秘義務はないのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2007.10.16 回答)

「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」ことにとらわれすぎ、「法令や社会の規範を遵守」することを忘れることはありうることです。公序良俗に反しない限り契約は法に優先しますので、法令違反の契約はそもそも無効だといえはその通りですが、視野が狭いとそれに気づかないこともあります。「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」にあたって、「法令や社会の規範を遵守」する範囲内であることを確認することを求めているのがこの条文です。すなわち「その範囲内」は守るべきことの優先順位を示しているもので、削除しない方が望ましい表現であると考えます。原文のままとさせていただきたいと存じます。

行動の手引 5 - 6 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

原子力文化振興財団・電力会社・資源エネルギー庁などの一般向けのパンフレットなどを見ていると、上記の項目に照らして、疑問を感じる点が多々あります。これから改善されることを切に願います。

また、7月にHPで意見募集をされていた原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書(案)」も、5-6、6-2に照らして疑問を感じるものでした。これらの項目の会員への浸透に、力を注いでいただきますようお願いいたします。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.11.29 回答)

パンフレットに関してどのような点に対し疑問を感じられたのかがわかりませんので、具体的な内容の回答は差し控えさせていただきますが、わかりにくい、あるいは一方的な情報の提供が行われているのご指摘と思われるので、今後、倫理委員会を含めた学会、あるいは業界全体で、適切な取り組みを行いたく存じます。

原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書」が、5-6、6-2に照らして疑問を感じるということですが、これは6-1に沿った要望書です。学会は価値観を押し付けるつもりはありませんが、今後とも科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘していきたいと存じます。

行動の手引5-7について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

中村収三様から頂いたご意見

先日来申し上げている件を改めて提案します。

原子力学会の倫理規程案は、日本の学会の倫理規程としては珍しく、会員に内部告発を義務づける条項をもうけていますが、グループ指向の強い日本では、個人に義務を課するより、集団で問題を処理するように仕向けるのが望ましいと考えます。具体的には、先日の機械学会の分科会で差し上げた、「技術者倫理を考える」と題する短文に書いたようなことを想定しています。そのため特に、下記の一条を追加されることを提案します。

<組織内の体制整備>

原子力の利用にたずさわる組織体は、その構成員が、この倫理規程に関わるような問題を、組織内で、遠慮なく提起したり議論したりし易いように、組織内の規定や、体制の整備に努めなくてはならない。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21 回答)

ご提案は非常に重要であり、当委員会としては重く受け止めています。しかし、今直ちにご提案の一条を憲章の中に直接的に採り入れる以前に、当学会として整備すべき課題があるように思われます。

ご高承の通り、原子力利用は安全上の取り扱いを誤れば大きな災禍をもたらしかねないので、法のもとで厳しく規制されています。具体的には原子炉等規制法がこれに当たり、JCO

事故後この法律は改正され、内部告発に関して次の条文が追加されました。

(主務大臣に対する申告)

第六十六条の二 精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することが出来る。

2 精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならない。

法律とは異なり、道徳的規範はさらに深いレベルのことが要請されます。原子力学会倫理規定案では、憲章 2. で「会員は、公衆の安全を全てに優先させてその職務を遂行し、自らの行動を通じて公衆が安心感を得られるよう努力する。」とし、さらに行動指針で

<経済性優先への戒め>

2 - 4 .(現在は 2 - 5) 会員は、原子力・放射線関連の施設の運転管理にあたり、経済性を安全性に優先させてはならない。また、資金不足を安全性の低下した状態の放置の理由としてはならない。

<安全性向上の努力>

2 - 5 (現在は 2 - 6) 会員は、運転管理する施設の安全性向上に努めなければならない。安全性の損われた状態を自らの権限で改善できない場合には、権限を有する者へ働きかけ、それでも改善されない場合はその情報を公開しなければならない。

のように謳い、最終的には内部告発に訴えるよう示しています。内部告発 (whistle-blowing) については、上に述べたように「権限を有する者へ働きかけ」ることと、それでも改善されない場合に (外部に)「その情報を公開」することの双方を含む、という解釈もあります。我々は後者、すなわち狭義の内部告発のみでなく、「権限を有する者への働きかけ」が容易にできるようにするためのシステムが組織内に必要であると考えますが、当学会としては今後対処すべき課題です。

これらの規定が空文ではなく、有効に働くようにするためには、「権限を有する者へ働きかけ」正当な内部告発者を保護し、組織内で内部告発情報が公正に処理できるシステムが必要で

ところで、欧米におけるいわゆる Professional Societies の Ethics Codes は、構成員である個々の professionals のモラルについて述べるもので、今回提案されている我々の倫理規定もそれに大きく影響されていることは否めません。Profession では個人を規制するだけでは不十分で、組織、特に企業を規制する必要があり、企業体の倫理が強く要請されていることは今更申し上げるまでもありません。

原子力という Profession では、professionals はほとんどの場合組織内従業者であり、特に法で規制される精錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、等々が個人である場合は皆無

と言えましょう。

一方、日本原子力学会の会員は正会員、賛助会員、推薦会員、及び学生会員からなり、正会員と賛助会員が法定の社員となっています。正会員は個人であり、賛助会員は「本会の目的に賛同し、その事業を援助する企業または団体」(傍点は強調)と定款は規定しています。この状況は、多くの技術系学協会においても同様のことと思います。原子力学会はその揺籃期において賛助会員の強い支援のもとに今日の姿に成長してきました。しかし今後の学会では、これらの「組織体」には Profession の主体として単に援助する以上の役割が要請されています。

我々の倫理規定案で言う「本会の会員」とは、これら全ての会員を指します。また当委員会としましては、組織として加入している「企業または団体」、すなわち「組織体」に対して、個人である正会員と同様の、あるいはそれ以上のモラルある行動を望んでいます。

したがって、当委員会としては、倫理規定の中にご提案のような条項を入れる前段階として、倫理規定案の提案趣旨説明において、賛助会員の今後の位置づけについての同意を求め、倫理規定制定後に原子力学会内部に Professional Ethics に取り組む組織(学会組織の中の、先生の言われる「体制の整備」に当たります)を置くことを提唱し、その組織が主体となって原子力倫理教育の大学等教育機関に対する支援、個々の原子力関連企業のみならず関連企業連合体に対する啓蒙等の働きかけを行うよう、推進してゆく所存です。迂遠のようですが、その行動の中で、例えば QC サークル活動に匹敵するエシックス・サークル活動の提唱などを行いたいと考えております。

(この当時、5 - 7の条文はなかった。5 - 7の追加は2003年改訂版まで見送られた。)

中村収三様から頂いたご意見(再度)

わたくしの提案に対して、大変丁寧なご回答を賜りありがとうございます。貴委員会の真摯なご努力に深甚の敬意を表します。

重要な提案ではあるが、現時点では提案のような条項を加えず、将来の検討課題としたいとのこと。諸般のご事情から判断された結果だと思いたしますが、私はなお強い危惧を持ちます。

原子炉等規制法の改訂も、内部告発をし易くするためのものです。しなくて済むようにするためのものではありません。また、本規定案は組織にも倫理を守るよう義務付けていますし、従業員にも内部告発する前に組織内で権限を有する者に働きかける義務を負わせています。しかし、従業員が組織内でその様な発言をしやすくするようにする組織の義務はどの条項でも言及されていません。個人の義務規定にくらべ、組織の義務規定が不十分だと言わざるを得ません。念のために申しますが、組織の倫理義務を強化すべきだと言っている訳ではありません。個人が発言しやすいようにする義務を言っているに過ぎません。申しあげた通り、このことは日本の社会において特に重要な意味をもつと考えます。

改めて、再考を促したいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

再度のご提案、有り難うございます。ご意見の基本的部分は、「行動の手引き」(「行動指針」を改題しました)前文の中に取り入れさせていただき、以下(下線部分)のように追加しました。

「日本原子力学会員の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。憲章や行動指針の内容は個人会員として果たすべきものばかりでなく、企業や団体という組織が果たすべきものが多く含まれる。組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう組織内の体制の整備に努める。」

さらに、内部告発については、行動の手引き 5 - 2 に「適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。」を加え、組織としての具体的な対応の方法を示すことにしました。

いずれにしましても、倫理規程は作ればよいというものではありませんので、今後日本原子力学会が、倫理問題をフォローする組織を設け、体制を整備して活動を行うよう、当委員会として提案しているところです。今後とも建設的なご意見を頂ければ幸甚です。

(この当時、5 - 7 の条文はなかった。5 - 7 の追加は 2003 年改訂版まで見送られた。)

第 2 回原子力に関する倫理研究会 (2004 年 7 月 23 日開催) で頂いたご意見

匿名希望 N 様から頂いたご意見

「・・・倫理に関わる問題を自由に話し合える体制になっているかを見極め・・・」について、

具体的な体制の整備を求めているようにも読み取れると思います。現実問題としては、倫理に係わる問題を自由に話し合える「雰囲気」とか「風土」になっていることが重要であり、この次に倫理問題を適切に処理する体制を構築することが重要ではないかと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

ご指摘、ありがとうございます。ご意見を拝承して、条文を次のように改訂したいと存じます。

会員は、所属する組織では構成員が倫理に関わる問題を自由に話し合える組織の文化になっているかを見極め、不十分なときは組織・体制も含め組織の文化(風土、雰囲気)を変革するよう努める。

憲章 6 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定 (2001 年 9 月) までに頂いたご意見

柴山哲男様から頂いたご意見

最終的には自ら判断するとしても独善に陥らないようにする必要がある。例えば「公平・公正な態度で、必要な場合には関係者の意見も聞き、その判断も尊重の上、自ら判断を下すよう努力する」等とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

関係者の意見を聞くことは、判断を下すうえでは当然のことでしょう。ここでは、判断を下すのは専門職としての個人の責任であるという、原子力では従来ともすれば希薄化されていた問題をあえて浮き彫りにしています。

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

匿名希望J様から頂いたご意見

憲章6条「・・・自ら判断を下す」は独自の判断で行動すべきであるとの誤解を招きやすい。（理念にある）「自らを省み」、関係者への確認、コミュニケーションを怠らないことを追記したほうがよい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

第6条ではなく第2条を説明する行動の手引となりますが、2 - 6 .(現在は2 - 7)では「独断を避けて関係者に確認する」という表現を、また2 - 9 .(現在は2 - 10)では「他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加する」という表現を、さらに第5条を説明する5 - 6 .では「他者の意見を傾聴して」という表現を加えて独断を戒めるようにしようとしています。指摘ありがとうございました。

2005年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。」についてこれこそ、社会が望んでいることだと思います。もっと上の方にあってもいいのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

憲章の条文の順序は、まずは専門能力によって社会の付託に答えるという使命感を呼び起こすことを最初としております。次いで安全最優先を掲げ、能力向上と能力の限界を知ることがセットで次に置いています。情報の確認があつてこそ「事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す」ことができるので、ここもその順となっています。ご了解いただければ幸いです。

行動の手引6 - 2 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

北村正晴様から頂いたご意見

項目 6-2 に「啓蒙」という術語があります。これには強い違和感を覚えます。小生個人としては Public Acceptance という表現さえ、（こちらは正しい技術、価値ある技術を開発しているの、説明を十分すれば受容されるはず）という雰囲気があって無神経に感じます。まして啓蒙（蒙を啓く）では知識のある側が無知な側に十分教えるというトーンが拭えませんが、小生は立地県で何度か講演しましたが、こんな表現は使ったことがありませんでした。知識量に大差がある医者对患者の話し合いの場合でさえ、「医師による啓蒙」や「医師の提案の Acceptance」などとは表記していません。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘いただいた点を考慮し、6-2 を以下のように修正させていただきました。

< 科学的事実の普及 >

「会員は、専門知識をわかりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。

古川和男様から頂いたご意見

6 - 2 . の「正しい」とはどういうものか？ 説明してほしい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

6 2 は次のように変更され、「正しい」の記述は削除されました。

< 科学的事実の普及 >

6 - 2 . 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。

（現在はさらに若干表現が改訂されている。）

匿名希望 E 様から頂いたご意見

行動指針 6 - 2 項中「啓蒙」を「提供」に改め、同項中「専門知識を広め、公衆が正しい判断をするよう啓蒙に」を「専門知識を平易な形態で広め、公衆が適切に判断できるよう情報を提供することに」に改める。

（理由）

（1）「啓蒙」の用語には、公衆を愚民視している感があるので、不適切である。（もちろん、一般人には「公衆」足得よう、努力することが期待されていることは確かであるが、同時に、会員の中にも「啓蒙」されるべき者もいないとは言い切れない。これらの点は、原子力学界の倫理規定には表現しにくいであろう。逆に、積極的に一般人の理解能力を涵養するシステムを構築する努力を行うことは、原子力学会としての責務かも知れない。な

お、原案では「専門家でない周囲の者」(行動指針 3 - 4)(現在は 3 - 5、ただし「専門家でない」は現在削除されている)と「公衆」(行動指針 6 - 2)との関係が不明確であり、用度の整理が必要である。)

(2) 公衆との関係では、難しいことを難しく説明し、「どうだ、恐れいったか!」というような雰囲気を与えることでは、公衆との関係は良好なものにならない。あくまでも、社会の常識に根差した、あるいは確実に「居場所」のある原子力であるべきである。従って、専門知識を広める際には、難しいことではあるが、「平易さ」が重視されるべきである。

(3) 原子力の知識を広める目的は、公衆の「啓蒙」ではなく、公衆が適切に判断を行うことを可能とすることである。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

「啓蒙」を改め、「専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。」とします。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

原子力文化振興財団・電力会社・資源エネルギー庁などの一般向けのパンフレットなどを見てみると、行動の手引 5 - 1・2・3・5・6、6 - 1・2・3 の項目に照らして、疑問を感じる点が多々あります。これから改善されることを切に願います。

また、7月にHPで意見募集をされていた原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書(案)」も、5 - 6、6 - 2に照らして疑問を感じるものでした。これらの項目の会員への浸透に、力を注いでいただきますようお願いいたします。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

パンフレットに関してどのような点に対し疑問を感じられたのかがわかりませんので、具体的な内容の回答は差し控えさせていただきますが、わかりにくい、あるいは一方的な情報の提供が行われているとのご指摘と思われまますので、今後、倫理委員会を含めた学会、あるいは業界全体で、適切な取り組みを行いたく存じます。

原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書」が、5 - 6、6 - 2に照らして疑問を感じるとのことですが、これは 6 - 1 に沿った要望書です。学会は価値観を押し付けるつもりはありませんが、今後とも科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘していきたいと存じます。

行動の手引 6 - を追加すべきとのご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

匿名希望E様から頂いたご意見

行動指針 6 - 4として以下の事項を追加することを提案します。

「6 - 4 会員は、常に社会一般の合理的な常識に敏感で、自らの行動がこの常識に常に妥当するように行動しなければならない。」

（理由）

（1）原子力に関する活動は常にフロンティアを開拓する先導的な活動を含むものであることから、その活動に参加している善意の者は、勢い社会を「教導」すべき立場にあると、認識しがちである。

（2）この感覚が高じたものとして、かつては「原子力モンロー主義」との用語が自己正統化のため用いられていたが、この用語が間違えであることは、原子力活動に対する社会側の近時の評価を考えれば明らかである。

（3）もちろん、原子力開発は未来の人類にとって必要不可欠な活動であり、原子力に対する社会側の偏見、無知に対しては、正しい情報を平易な形で積極的に提供する努力を会員は行わなければならない（この意味で行動指針 3 - 4（現在は 3 - 5）第2文（「特に、専門家でない周囲の者に対しては、正確であると同時に分かりやすく説明する。」現在は削除されている）は正しい）。それは、会員としての責務であろう。しかし、「こんなに良いことを行っているのだから、理解が進めば、必然的に社会の側の協力が選られる。」との、一種傲慢な発想を持つ会員が未だに散見されることは、残念と言わざるを得ない。そのような発想では、前文に言う「社会における調和」を得ることは不可能であろう。

（4）すべからく会員は、社会常識のある謙虚さを持たなければならない。

（5）このように考えたとき、倫理規定（案）に会員の社会常識をかん養に関する項目が示されていないことは残念である。従って、上記の項目を追加していただきたい。会員は会員である前に適切な常識の有る社会人でなければならない。

（6）哲学的にはカントの有名な言葉があるが、その感覚を会員は不断に身につけるよう自らを律するべきである。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご提案の趣旨は 8 - 2（現在は 8 - 3）とも関係していると考えます。専門知識以外に「常識」が大切という趣旨はよく理解しますが、では「常識」とは何かとなると難しい問題となります。そのようなこともあり、とりあえずは原案通りとさせていただきたいと存じます。ただ、倫理規定に何をどこまで取り込むか、今後も検討を続けます。ご提案の趣旨は今後さらに検討させていただきたいと存じます。

憲章7条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

柴山哲男様から頂いたご意見

雇用者側、発注者側の立場についても言及が必要ではないか。例えば「雇用者、被雇用者、発注者、受託者などの立場を問わず、専門の業務に関して契約のもとに誠実に行動する」等とする。（当時の条文では「被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に」という表現をしていた。）

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「被雇用者、発注者、受託者などの立場」に関するご意見は多数頂きました。誠実に行動すべきは、雇用者、発注者についても同様であるというご意見のとおり、双務的であるべきです。とくに第2条との優先順位を明確にせよとの理事会のご意見などを踏まえ次のように改めることとします。

【憲章】7．会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。

杉本泰治様から頂いたご意見

規定案のつぎの条項にアンダーラインをしましたが、その部分に少し無理があるように思うのですが、いかがでしょうか。

7．会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に行動する。

7 - 1．会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人に利益をもたらすことを行ってはならない。

7 - 4．会員は、被雇用者、代理人あるいは受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。被雇用者として所属する組織を規制・監督する組織の受託者あるいは代理人として規制・監督に関する業務を行なうこと、また逆に、被雇用者として所属する組織が規制・監督している組織のための業務に就くことは慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

これらの条文のうち、7 - 1の「雇用者の代理人」「依頼者の受託者」というのが、本来の表現だと思います。

7および7 - 4の「被雇用者、代理人あるいは受託者」とあるうちの「代理人」を、M先生は“公衆の代理人”と説明されたかと思うのですが、公衆がからむ文脈は、“技術者は雇用者の代理人として、あるいは、依頼者の受託者として、公衆のための業務をする”ということではないでしょうか。もしそうであれば、7および7 - 4のそれは、「被雇用者ある

いは受託者」とするのが適切かと思えます。

アメリカの倫理規程では、技術者は「誠実な代理人または受託者として行為する」というふうに、被用者として雇用者の代理人という立場と、委託者からの受託者という立場とを、並べて同等に扱っています。

日本では、技術者が業務をするについての法律関係がほとんど解明されていませんから、このように明快な扱いは知られていないようです。しかし、技術者の責任を論じるのに、被用者としての技術者の特論と、受託者としての技術者の特論とを必要とするというのは、大変難しくなります。こうしてアメリカでの扱いがわかってみると、これなら技術者や一般市民の頭に入りやすくて、日本でもこのように考えてよいのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘のあった憲章 7 . について再検討した結果、次のように変更することに致しました。憲章 7 . 「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

ここでいう契約は、通常の雇用関係、委託関係のほか、より広義に「社会との契約」とも読めるようにしました。「本憲章の他の条項に抵触しない限り」は必ずしも挿入したくはなかったのですが、より上位の条項、とくに憲章 2 . との関係をより明確にし、当委員会としての説明責任を果たすため挿入しました。

また、行動指針 7-4 . は、若干複雑な文章表現となりますが、7-1 . と同じ用語（ご指摘の用法）を用い、次のように変更いたします。

< 利害関係の相反の回避 >

7 - 4 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行なう際、利害関係の相反を回避しなければならない。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の受託者として規制・監督に関する業務を行なうことは、慎まなければならない。新たな業務を行なう際、潜在的な利害関係を含め利害関係を有する業務を既に行なっている場合には、このことを雇用者又は依頼者に開示しなければならない。

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、専門の業務に関して契約のもとに被雇用者、代理人あるいは受託者として < さらに社会から付託された分野の専門家として > 誠実に行動する。」とする。

理由：個別の契約のみならず「社会との契約」の観点からも書いておきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

専門職の業務は社会との契約によって機能するという考え方を示せというご意見で、この考え方は倫理規定を作る前提になるものと考えます。しかしあまり高度な考え方をここに持ち込むと混雑が生じると思います。ここでは「契約」という言葉を通常の意味に限定させていただきたいと存じます。なお、別の方からのご意見もあり、条文は次のように変更させていただきました。

「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

武田邦彦様から頂いたご意見

「会員は、被雇用者、代理人、あるいは受託者となる場合には本憲章との間の整合性のある契約に基づいて行動しなければならない」はいかがでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

契約と本規約との整合性について述べた項ですから、次のように言い直して、簡潔にすることと致しました。

「会員は、本憲章の他の条項に抵触しないかぎり、専門の業務に関し契約のもとに誠実に行動する。」

古川和男様から頂いたご意見

特に、7，8節は自由（？）な私でも、目を疑うが如何。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

7、8節（条）は原子力の工学技術から離れ、一般的工学倫理の観点で記述しているものです。むしろこれらの節から、工学倫理が将来に職業倫理であると御理解いただけると思います。例が余りに生々しすぎるくらいがありますが、このような規定を意識することによって、会員がトラブルに巻き込まれずにすむことを期待します。

匿名希望A様から頂いたご意見

会員が雇用者や委託者になることは想定していないのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

その様な場合は十分考えられます。その場合でも、本規定の基本となっている考え方や精神に沿うにはどうすればよいかを、自ら考え、工夫して欲しいのです。

（当時の条文では「被雇用者、代理人あるいは受託者として誠実に」という表現をしていた。）

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

井上洋一様から頂いたご意見

「...が本憲章の他の条項に抵触しないかぎり.....」となっていますが、本憲章の条項はもとより、「あらゆる法や社会の規範」に触れないかぎり契約に誠実に行動するように記載するべきなのではないでしょうか（行動の手引きには記載されていますが）。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘、ありがとうございます。ご指摘の点を踏まえ、条文を次のように改訂したいと存

じます。

会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見

「会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。」について

「抵触しないかぎり」というと、抵触ぎりぎりの契約が存在するかのような印象を与えてしまうので、「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現で、法令遵守の姿勢を表した方がいいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通り、「抵触しないかぎり」は抵触ぎりぎりの契約でも抵触していないので問題ないという考えを述べたものです。より適切な表現である「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現に修正させていただきます。

2007 年修正版策定にあたり頂いたご意見

芹沢昭示様から頂いたご意見

理事会の席でもコメントが出ましたように、「・・・あらゆる法や・・・」における「あらゆる」は削除した方が、必要以上の誤解を避ける意味から、好ましいのではないかと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

倫理委員会内部でも、憲章 7 条については遵法精神が見えにくいとの指摘があり、「あらゆる」の削除だけでなく全面的な見直しを行いました。その結果、

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。これによりご指摘の点も解決すると考えております。

松井一秋様から頂いたご意見

憲章の第 7 項目に、「あらゆる法や社会の規範に抵触しない範囲で」とあります。法や社会の規範を絶対視する習慣がないことと、論理的に矛盾をきたさないか少し心配します。すでに議論のあったところかとは思いますが。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご指摘の点につきましては倫理委員会でも問題だと認識いたしました。検討の結果、

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。これによりご指摘の点も解決すると考えております。

飯井俊行様から頂いたご意見

憲章7は遵法精神が明確に見えないような気がする。たとえば、「会員は一社会人として法を遵守し、そしてその範囲内で自らの業務契約を誠実に履行する」としてはどうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご指摘を踏まえ、憲章7条については

会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。

と修文することといたしました。なお、他の条文との整合性から「法」でな「法令」としております。また、社会の規範の遵守も書き加えさせていただきました。

匿名S様から頂いたご意見

7条の変更の中で「一社会人として」との記載があるが、学生会員もいる状況では、削除した方が良いかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

この「社会人」は「職業人」の意味ではなく「社会で生活する人」の意味ととらえています。学生も社会生活においては「一社会人として」の規範が求められることは当然です。原文のままとさせていただきたいと存じます。

2007年9月の理事会から頂いたご意見

憲章第7条「会員は、一社会人として法令や社会の規範を遵守し、その範囲内で自らの業務に係る契約を誠実に履行する。」とあるが、「その範囲内で」は必要か、なしでも良いのではないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.10.16 回答）

「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」ことにとらわれすぎ、「法令や社会の規範を遵守」することを忘れることはありうることです。公序良俗に反しない限り契約は法に優先しますので、法令違反の契約はそもそも無効だといえはその通りですが、視野が狭いとそれに気づかないこともあります。「自らの業務に係る契約を誠実に履行する」にあたって、「法令や社会の規範を遵守」する範囲内であることを確認することを求めているのがこの条文です。すなわち「その範囲内で」は守るべきことの優先順位を示しているもので、削除しない方が望ましい表現であると考えます。原文のままとさせていただきたいと存じます。

行動の手引 7 - 1 . ~ 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

北村正晴様から頂いたご意見

項目 7-3 は一般職業人心得に思えます。特に倫理規定内に明記される理由は何でしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

学会の倫理規定は原子力の専門家としての行動の倫理的あり方を記述したものです。専門家は当然職業人です。そして多くの場合、被雇用者です。倫理の問題で難しいのは果たすべき複数の義務に相反がありうることです。たとえば情報公開の義務は被雇用者としての義務と相反関係となる状況が生じる可能性は否定できません。相反が生じたときには前者を優先すべきだと考えますが、具体的行動は会員自身で見出さなければなりません。ここで大切なのは規定の中に相反するものがあることの認識です。したがってこの項目は一般職業人心得ともいえますが含めることにしました。なお、会員は専門家として以外にも社会や家庭で役割を有しています。それらの役割に関する倫理は含めておりません。

柴山哲男様から頂いたご意見 1

7 - 1 , 7 - 2 , 7 - 3、7 - 4 項：何れも当然のことであるが、原子力学会員のみならず、社会人として当然の義務であり、原子力学会の倫理規定として敢えて規定する必要があるだろうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

一般的な心得なので削除すべきとのご意見ですが、これらの指針と他の指針が相反することがあります。その場合はどちらが優先されなければならないかを会員が判断しなければなりません。憲章 7 には「本憲章の他の条項に抵触しないかぎり」を追加し、7 - 1 ~ 4 の指針より他の指針が優先することを明記しました。このようなことを会員に考えていただくためにも、これらの指針を残すことにしました。

柴山哲男様から頂いたご意見 2

上記を入れるのであれば、これも当然のことであるが、「会員は、業務の一部または全部を契約または指示により、他者または部下などに依頼した場合であっても、依頼者としての監督責任を免れるものではない」等の文章を入れておきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

これもご指摘の通りとは思いますが、長くなりますので、会員が言葉を補って読むことにしたいと存じます。

宮沢龍雄様から頂いたご意見 1

7 - 3 は原子力分野の何を意識しての項目でしょうか？大半の企業人、公務員、にとっては

このような内容は就業規則で拘束されているはずですが？

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

これは原子力分野に限らず組織に所属する企業人、公務員は心しなければならないものです。就業規則と重複しても専門家として常に心掛けるべき項目なので入れてあります。

宮沢龍雄様から頂いたご意見 2

7 - 4も官、学、に見られる事かもしれません。当然公務員倫理規定があるはずですが？原子力特有な点に絞ったらどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

倫理規定は会員が原子力の専門家として行動するときに倫理面で心すべき項目のうち重要なものを並べたものです。原子力の専門家も当然、企業人、公務員として守るべきことは守らなければなりません。したがってこのような項目も含めています。倫理規定とは「専門家としての日々の行動はいかにあるべきか」を書き記したものですから、学会の倫理規定を原子力特有な点に絞るのならこれとは別に一般の専門家としての倫理規定が用意されていなければなりません。現在そのようなもので確立したものはありませんので、この倫理規定に一般の専門家としての倫理規定も含めるべきだと考えます。なお、一般に社会人として家庭人として倫理的にどうあるべきかというのも大切な問題ですが、これは専門家としての行動とは別ですから含めておりません。

匿名希望 A様から頂いたご意見 1

行動指針 7 - 1 , 7 - 3 と 5 - 2 は抵触しないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

抵触する状況も考えられます。倫理規定は、それに従えば自動的に倫理的問題を解決できるという性質のものではありません。条文が相反する場合は会員自身でどう行動すべきかの解をみつけなければなりません。なお、5 - 2 (<情報の公開>) の規定は7 - 1 や7 - 3 に優先する規定と捉えるべきです。

匿名希望 A様から頂いたご意見 2

会員が雇用者や委託者になることは想定していないのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

その様な場合は十分考えられます。その場合でも、本規定の基本となっている考え方や精神に沿うにはどうすればよいかを、自ら考え、工夫して欲しいのです。

第 2 回原子力に関する倫理研究会 (2004 年 7 月 23 日開催) で頂いたご意見

匿名希望 I様から頂いたご意見 1

7 - 1 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人の利益をもたらすこ

とを避ける。

「了承」があればして良い？

「避ける」では弱すぎ、「必須」ではないのか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

業務に従事した結果として、意図せずに他に利益をもたらすことはありうると思います。そのような場合でも雇用者あるいは依頼者の了承は必要だということを明示した条文です。この点が分かりにくかったため抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。ご指摘ありがとうございました。

会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として、誠実に業務を実施する。その結果、他の団体又は自らを含む個人に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者の了承を得る。

匿名希望 I 様から頂いたご意見 2

7 - 2 . 会員は、業務に当たりリベート等を受け取らない。リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが必要である。

言われなくても判る大儀が急に出てきて違和感有り。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘ありがとうございます。ご意見を拝承し、この部分を削除したいと存じます。

匿名希望 I 様から頂いたご意見 3

7 - 4 . 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の回避に努める。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。

必須ではないのか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘の通り、必須だと考えます。条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。ご指摘ありがとうございました。なお、規制側の会員にも抵抗ない表現にするという意図からの改訂も同時に実施しようと考えています。

会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の恐れのある業務については、雇用者又は依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。

匿名希望 H 様から頂いたご意見

利害関係の相反において、この条文（7 - 4）では、会員は規制側ではないことがわかる。事業側、規制側の会員がおり、双方の立場での記載が望まれる。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

原子力学会の倫理規程ですので、原子力学会会員皆が守るべき規範を示しています。原子力学会会員は大学・研究機関に所属する者、電力会社・メーカーに所属する者、規制官庁に所属する者など様々です。そこで「それぞれの立場の規範」を列記するのではなく、一般的記述とし、会員が「自分の言葉に置き換えて使う」ことを目指しています。なお、修正前の手引は規制側の会員も心すべき内容だとして記載していたものですが、ご指摘を反映させ、規制側の会員にも抵抗のない表現にしたいと存じます。

行動の手引 7 - 6 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

匿名希望 I 様から頂いたご意見

しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。

自覚、ではなく、銘記とした趣旨は？ 精神的題目より、行動的な表現のほうが良いのでは？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「銘記」を辞書で引きと、「深く心にきざみつけて忘れないこと」とあります。一方、「自覚」は「よくわきまえること」です。「忘れないこと」も強調するため「銘記」としております。

憲章 8 条について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

岡部茂様から頂いたご意見

「憲章」 - 8、「榮譽」を高めるは、馴染みにくい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

現在は原子力関係の従事者は仕事に対する誇りを持ちにくい状況に置かれているように感じます。しかし会員が公衆に対する義務を果たすには、単なる義務感だけでなく仕事についての誇りが必要だと考えます。誇りを持って仕事に従事することはある意味では倫理を高める究極の目標ともいえるものです。他の条文と違ってやや具体性に欠けることは否定しませんが、残すことをお認め頂ければ幸いです。

宅間正夫様から頂いたご意見

「会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、＜社会から＞その職に与えられている榮譽を高めるよう努力する。」とする。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

栄誉は社会から与えられるということを明記せよとのご意見ですが、そうすると「社会」を定義する必要が生じます。確かに曖昧かもしれませんが、会員がそれぞれ自分の言葉に置き換えて理解することを期待し、原文のままとさせていただきます。

古川和男様から頂いたご意見

特に、7, 8 節は自由(?)な私でも、目を疑うが如何。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

7, 8 節(条)は原子力の工学技術から離れ、一般的工学倫理の観点で記述しているものです。むしろこれらの節から、工学倫理が将来に職業倫理であると御理解いただけたと思います。例が余りに生々しすぎるくらいがありますが、このような規定を意識することによって、会員がトラブルに巻き込まれずにすむことを期待します。

第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

西村慶人様から頂いたご意見

憲章8「会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、その職の社会的な評価を高めよう努力する。」について

私はこの条文にいささか違和感を覚えます。

第一の理由は非常に単純です。ある仕事を自らの生業とし、それに誇りを感じるようになるのは、その仕事である程度の研鑽を積み、その仕事の本質を理解したうえでのことではないでしょうか。しかし、原子力学会にはこれから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も多く入会していることと思います。彼らに、原子力に携わる「誇り」を求めるのは、少し無理があるのではないのでしょうか。

第二はより重要かと思えます。どこであれ、当然原子力に反対の人がいます。そのような人が「原子力に従事することに誇りを持つ」というのは、言葉の意味から言ってもありえないことです。しかし一方で、原子力学会には、原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章 8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。つまり、原子力に反対の人は入会をお断りします、という意味を含んでしまっているのではないのでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

まず、第一の理由に対しお答えします。これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。次に第二の理由へのお答えですが、これは学会の定款と関係しています。原子力学

会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることにはないと思いますが、倫理規程は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。

吉岡直樹様から頂いたご意見

憲章 8. “ 会員は、原子力に従事することに誇りを持ち、~~その職の社会的な評価を高めるよう努力する~~自己の能力を最大限に発揮してその職務を遂行する。” 社会的評価はそのために努力して得るものではなく、後から自然についてくるものと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.7.12 回答)

ご指摘の通り、社会的評価は尊敬に足る行動をとっていれば自然についてくるものです。努力して得るものでないとお考えもあるかも知れませんが、委員会は努力無しには得られないものと強く認識しております。社会的評価を高めることを目標に尊敬に足る行動をとることは大切なことだと考えます。これを「社会的評価を高めるよう努力する」という文で表しています。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望 P 様から頂いたご意見 1

「社会的な評価を高めるよう努力する。」について
憲章 2 に同じです。「社会的な評価を高める」ことに気を取られて、不利なことが言えなくなってしまうたり、隠蔽工作をするようでは、困ります。この表現は、逆効果になる危険性があると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

これまでの事例が物語っているように、不利なことを言わなかったり隠蔽工作をすると、社会的評価は必ず下がります。すでに他の項目などから、本規程における「社会的な評価を高める」との文章が目的と受け取られ、逆効果を招くことはないと考えます。

匿名希望 P 様から頂いたご意見 2

「誇りを持ち」について
誇りは持てと言われても、持てないような状況の中では、持てませんし、持つなといわれても内側から湧いてきてしまうだと思います。「誇りを持つ」ないのが現状であるのなら、何に起因しているのかを考察することが必要で、「持て。」と号令を掛けても、事態は変わらないと思います。

以前の倫理委員会の意見募集に寄せられた質問や意見を載せたページに以下のような記述がありました。(以下、原子力学会HPから抜粋)

「これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。」(倫理委員会の回答部分)

「原子力学会には原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章 8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。」という質問に「原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることににはならないと思いますが、倫理規定は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。」との回答がありました。

「なぜ原子力の平和利用が必要なのか、の観点からの倫理規定の重要性について、特に解説が必要と考える。」という意見に対して、「原子力学会の目的は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること(日本原子力学会定款第 2 条)」ですので、会員は誰も原子力の平和利用の必要性を理解しているものと思います。」という回答でした。

「原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか、についての解説が必要」という意見に対しては、「原子力が人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができる」ことこそが原子力の平和利用を進める理由であり、「原子力の開発発展に寄与する(日本原子力学会定款第 2 条)」ことを目指す会員誰もが認めているところだと思います。」という回答です。

以上を読むと、倫理委員会としては、「定款から考えて、会員は原子力の発展を考えているということが大前提」で、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している」人はいないと考えている、と感じられます。「原子力に反対する人の入会を断ることににはならない」と言いながら、そのような人は入会していない、あるいは入会すべきでないと考えていると感じられます。そのような人を排除することを、倫理委員会が肯定しているとは思いたくはありません。(もし、肯定しているとすれば、2 - 9、4 - 2・3、5 - 2・3・5・6・7、6 - 2・3などは、空疎に響きます。)もし肯定していないのであれば、そのような人を排除する方向に作用するような定款自体の見直しを提案することが、倫理委員会の大切な役目だと考えます。それは、大変難しいことであるということは承知しているつもりですが、5 - 7はこのようにことを要求しているのではないのでしょうか。

定款が作られた頃には、多くの人が「原子力の開発発展」という目的に疑問を持たなかったのだと思います。1970年、大阪万博の会場では、原子力発電所からの送電が、喝采

されたと聞いています。2005年、愛知万博の会場では、トヨタ館は風力発電を利用し、太陽光発電や燃料電池が注目を集めています。原子力学会の目的は、いまだに「原子力の開発発展」だけなのではないでしょうか。原子力発電からの撤退を視野に入れた研究も意義があり、誇りの持てる研究であり、人々の尊敬の対象に十分なり得ると思います。原子力の「研究」を「開発発展」の方向だけに限定することはないと思います。幅の広い考え方をを持った人を受け入れてこそ、「技術と社会の調和」を考えられる学会になり、高い社会的評価を得られる学会になると思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解 (2005.11.29 回答)

倫理委員会としては「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っておられることは今や自然なことと考えております。そして、そのような方も誇りをもって活動していただきたいと存じます。そのような活動を「原子力業務」と呼ぶのは不自然だとのご意見もあるかとは思いますが、そこはその方の「言葉に置き直して」いただきたいと存じます。置き直した憲章8条はそのような会員についても有意義だと考えています。ただ、倫理委員会は日本原子力学会の委員会であり、学会の定款には縛られます。したがって「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」を目的とする会員の倫理規程を作るのは当然であり、定款を無視することはできません。この「原子力の開発発展に寄与」を「原子力技術開発を止めるための努力をすること」にまで拡大解釈することには無理があることを倫理委員会としても認識しています。拡大解釈を放置することは「ルールの形骸化」を招くことであり、好ましいこととは考えておりません。

また、定款の改正は所轄官庁である文部科学省の承認が必要であり、特に目的の改正は非常に困難なものです。先ごろ、前記学会の目的を「原子力の平和利用に関する学術の進歩と産業の振興をはかり、もって人類社会の持続的発展に貢献することを目的とする。」に変更させて欲しいと申し出たのですが、認可されませんでした。目的を変更するならいったん解散して新しい学会を作ればいいというのが所轄官庁の方針のようです。このような状況では定款の見直しを理事会等に要求するのは難しいということはどうかご理解ください。しかしながら、これまで過去の説明等で、原子力学会の現状目的にこだわり、議論をしたことは不適切な面もあったと反省いたします。「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っていることも自然なことと捉え、そういう会員も尊重できる倫理規程の制定を目指し、今後とも倫理規程の検討を進めたいと存じます。

なお、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりと理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会員であることは、定款および細則に違反の恐れがある、とする意見の委員が上記委員会回答に対し反対されました。(課題の重要性に鑑み追記しました。)

行動の手引 8 - 4 . について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

田中隆一様から頂いたご意見

「社会との契約」という表現について

今度の手引き改訂によって、いわゆる法律行為としての契約という既成の概念以外に「社会契約」という新しい概念を導入しましたが、「社会契約」のもつ意味について当会員の間に理解が得られるかどうか疑問です。確かに、当会員は社会に対して責務があり、それに相応しい倫理観が求められていますが、わが国の国柄まで考慮することも含めて、「社会との契約」とまで踏み込んだ表現に立ち入ることには異論があります。以下にその理由を述べます。

理由

憲章 2 . 及び 5 . に「...社会の信頼を得よう努める」という表現があります。この場合、「努める」という限りにおいて、社会の信頼はあくまで目標であって、現状では信頼関係が成立するに至っていないということを意味しております。一方、「社会との契約」が成立するためには、社会と専門家との間に信頼関係が成立していることが前提となっているはずで、これは明らかに矛盾であると言えます。これでは、技術者倫理においてよく取り上げられる専門職倫理の社会契約モデルは適用できないことになるのではないかと考えます。

ただし、上記の憲章の表現を「...社会の信頼を失わないよう努める」と書き改めるならば、この問題は表面的には解消します。

理由

医者や弁護士のような専門職集団と社会との間には、欧米の社会契約説で表される相互約束のようなものが存在していると考えてもよいかもしれません。しかし、一般に技術者は、医者や弁護士に比べて、所属する企業や国の利益に奉仕する度合がはるかに高いと考えられます。特に、わが国の企業組織は集団主義という観念でも一言にくくれないような独特の歴史や伝統に深く影響されており、近代西欧社会の歴史的発展を暗黙の前提とした価値観や倫理観では適切に評価できません。

今度の改訂では、技術者の社会との関係については社会契約説という「グローバルスタンダード」に従うべきであると主張しているような印象を受けます。しかし、わが国における社会と技術者の間にはこれまで明示的に契約されていた相互了解はなく、いわば、技術者魂あるいは職人氣質として良識ある技術者に当然備わっていると了解されていたと考えられます。最近の数々の不祥事によって社会が広くこのことに疑問を抱くようになってきたことは確かに事実です。また、21 世紀の社会が伝統的な技術者倫理の背景と大きく異なる

ります。しかし、だからと言って、欧米社会の制度や思想をあたかも普遍文化であるように捉えて、それを歴史や伝統の大きく異なるわが国の社会にそのまま移植することは、西欧近代文明をそれなりに賢明に理解し吸収してきたわが国といえども、慎重であるべきではないかと考えます。長い歴史の中でわが国の社会に浸透かつ定着し得なかったキリスト教の根本理念に深く影響された「社会契約」という概念は、わが国社会の現状には依然としてミスマッチの感じがします。

「社会契約」という概念に現在の多くの会員が特に大きな違和感をもってはいないかも知れませんが、技術者倫理の考え方をリードする当学会の立場として、この言葉の使用に慎重であるべきと考えます。

理由

「社会との契約」における「契約」は、法律行為としてのいわゆる「契約」とは明らかに異なる概念です。しかし、本手引きの改訂版では両者が明瞭に区別することなく使用されています。もちろん、会員の多数が両者を明瞭に区別できる常識をもっているはずであると考えられることもできますが、誤解を招きやすい紛らわしい併用は避けるべきではないかと考えます。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

結論から申しますと、行動の手引 8 - 3（現在は 8 - 4）の条文は変更せず、表題を「社会との契約」から「社会からの付託」に訂正することとさせていただきたいと存じます。

行動の手引 8 - 3（現在は 8 - 4）における「契約」が法律行為としての契約を指していないことも含め、ここでいう「社会との契約」という文言が何を指しているのかについては、条文全体を通じて一応明らかになっているものと思います。しかしながら「契約」の用語は本項以外に、憲章 7 条、行動の手引 7 - 6 にあり、何れも法律行為としての「契約」の意に使われています。そのため、それらとの違和感、不明確な区別に疑問を挟まれたことと理解しました。

行動の手引 8 - 3（現在は 8 - 4）では、まず会員が一般社会から一種の付託（他に頼み、任せること）を受けていることを述べ、それは一般社会との無言の契約が成立していることだと主張しております。いわば「付託」を「無言の契約」と理解しなさいということがこの手引の重要部分です。「無言の契約」という言葉はもはや法律用語ではないのは明らかだと思います。そう考えますと、表題を単に「社会との契約」としたのでは誤解を招く可能性があります。そこで表題を「社会からの付託」に変更することとしました。

匿名希望 P 様から頂いたご意見 1

「念頭に、常に行動」は「常に念頭に、行動」の方が適当と思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通りこの条文で強調したいのは、会員は特別の責任・倫理観を求められていることを念頭に置くことであり、それは常日頃念頭に置くべきだと考えます。ご意見を拝承し

て、次のように修正させていただきます。

会員は、原子力という技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けている。それは、一般社会との無言の契約が成立していることであり、その契約のもとに、会員に特別の責任・倫理観を求めていることを常に念頭に置き、常に行動しなければならない。

匿名希望P様から頂いたご意見2

行動の手引8 - 3 (現在は8 - 4)で「原子力という技術を扱う集団・技術者」に社会は、「特別の責任・倫理観を求めている」とあります。そして、この倫理規程は、「技術者」の行動を倫理的によい方向に導くものではあると思います。しかし、社会が問題にしているもう一つのことは、原子力という「技術自体」の倫理性（非倫理的側面）です。（具体的には、核兵器との関連、労働者の被曝、放射性廃棄物を後の世代に残すことなど。）このことが、原子力業務に誇りを持てるかどうかに関わっていると思います。この点についても考察をお願いします。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

どのような技術も人類の福祉に役立つ可能性と兵器転用などで人類に害を及ぼす可能性の両面があります。またどのような技術も廃棄物など負の面があります。ただ原子力は核兵器開発から出発したという不幸な歴史があること、チェルノブイリなどで一般公衆にも大きな被害を与えたことがあることなどから、これらを決して軽視してはなりません。ただ、技術自体に倫理性があるわけではなく、あくまで技術をどのように使うかの問題だと考えています。

行動の手引前文について頂いたご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

宅間正夫様から頂いたご意見

組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人<もそ>の責任が大きい<を免れない>ことを忘れてはならない。

理由：単に「個人の責任が大きい」というと量的なものにとられるが、大小をとわず責任を自覚せよ、というのならこのほうがよくないか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

組織のモラルもその源は個人にあります。ご提案のように組織の責任と個人の責任を対置するより、原文のほうがこのことを鮮明に表していると思いますので、原文のままとさせていただきます。

武田邦彦様から頂いたご意見

「組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織がはたすべき・・・」のところですが、組織の命令や組織との契約内容が本憲章と異なる場合についての行動指針がもっとも大切では無いかと存じます。たとえば、個人としての責任を軽視するとは限らないので、それより「組織人において組織の命令や雇用主との契約内容が本倫理規定と反する場合であって、会員が本倫理規定と反する行為を実施する場合には、組織からの脱離または会の脱退を選択しなければならない」としてはどうでしょうか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

所属する組織との間で利害等の相反があるとき、その解決方法は組織をやめることだけではありません。会員はそれ以上の努力、すなわち 2 - 4 . (現在の 2 - 5) などで安全性の確保のため組織を変革する努力までもすべきです。単純に二者選択を迫るのはかえって有害だと考えます。特に我々は今、先ずこの規定を会員によく咀嚼して、考えて頂きたいという導入段階なので、その段階で組織からの脱離、あるいは学会からの退会などの選択を迫るべきではないと存じます。

殿岡衛様から頂いたご意見

行動指針前文で「指導的役割を果たす」という表現は、その意気込みはよいのですが、専門家としての奢りにつながるような印象を受けます。何となくの印象ですが、外から見たときのことも考えた表現にされてはいかがでしょうか。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

この部分は非会員が生じさせる原子力分野のトラブルに対しての会員の責任を述べたものです。非会員に対して会員がとりうる行為は指導であるべきだと考えます。それを奢りと考え、非会員にへりくだる態度をとってはいけません。原子力分野のトラブルを減らすことはできないと思います。この表現でご納得いただければ幸いです。

なお、指導的役割を果たすのはあくまで専門の分野の行動についてであり、日常生活一般についてでないことは当然です。

(現在は「責任ある役割」という表現に改訂している。)

中村収三様から頂いたご意見

わたくしの提案（「<組織内の体制整備>原子力の利用にたずさわる組織体は、その構成員が、この倫理規程に関わるような問題を、組織内で、遠慮なく提起したり議論したりし易いように、組織内の規定や、体制の整備に努めなくてはならない。」の追加）に対して、大変丁寧なご回答を賜りありがとうございます。貴委員会の真摯なご努力に深甚の敬意を表します。

重要な提案ではあるが、現時点では提案のような条項を加えず、将来の検討課題としたいとのこと。諸般のご事情から判断された結果だと思いますが、私はなお強い危惧を持ちま

す。

原子炉等規制法の改訂も、内部告発をし易くするためのものです。しなくて済むようにするためのものではありません。また、本規定案は組織にも倫理を守るよう義務付けていますし、従業員にも内部告発する前に組織内で権限を有する者に働きかける義務を負わせています。しかし、従業員が組織内でその様な発言をしやすくするようにする組織の義務はどの条項でも言及されていません。個人の義務規定に比べ、組織の義務規定が不十分だと言わざるを得ません。念のために申しますが、組織の倫理義務を強化すべきだと言っている訳ではありません。個人が発言しやすくする義務を言っているに過ぎません。申しあげた通り、このことは日本の社会において特に重要な意味をもつと考えます。

改めて、再考を促したいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

再度のご提案、有り難うございます。ご意見の基本的部分は、「行動の手引き」（「行動指針」を改題しました）前文の中に取り入れさせていただき、以下（下線部分）のように追加しました。

「日本原子力学会員の会員には正会員、推薦会員、学生会員からなる個人会員のほか、賛助会員の企業または団体も含まれる。憲章や行動指針の内容は個人会員として果たすべきものばかりでなく、企業や団体という組織が果たすべきものが多く含まれる。組織人は組織の利益を優先させ個人としての責任を軽視する傾向がある。組織が果たすべき責任についてもそれを構成する個人の責任が大きいことを我々は忘れない。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう組織内の体制の整備に努める。」

さらに、内部告発については、行動の手引き 5 - 2 に「適切な公開を可能とするため、組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。」を加え、組織としての具体的な対応の方法を示すことにしました。

いずれにしても、倫理規程は作ればよいというものではありませんので、今後日本原子力学会が、倫理問題をフォローする組織を設け、体制を整備して活動を行うよう、当委員会として提案しているところです。今後とも建設的なご意見を頂ければ幸甚です。

（この当時、5 - 7の条文はなかった。5 - 7の追加は2003年改訂版まで見送られた。）

第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

匿名希望I様から頂いたご意見1

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するために考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項全てを同時に守りえない場面に遭遇

具体例は？ 守れないものは作る必要があるか？

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

倫理的問題の多くは、守るべき規範すべてを同時には満足させられないときに生じるもの

で、守れる規範を守らないため生じることは少ないと信じております。極端な例かもしれませんが、「法律遵守」と「人命尊重」といった最重要な規範のどちらかを選ばなければならないような厳しい場面すらありうると考えています。すべてを同時には満足させられないときは、より重要な規範に従うべきですが、その判断は会員に任せられます。会員は倫理規程に教条的に従うのではなく、どのような行動が最も倫理的か自分自身で考え答えを出す責任があります。「守れないかもしれないものを作る必要があるのか」というご指摘ですが、尊重すべき規範にどのようなものがあるかを理解していないと、その判断も間違っただけになりがちです。その意味で倫理規程を定めておく意義があると考えるとともに、普段からさまざまな事例を、本倫理規程などを参考（ハンドブック）としながら議論していただければ幸いです。

匿名希望I様から頂いたご意見2

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

「努力を継続」くらいでは。期限が明示できない物をあいまいに表現するのは中途半端。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

期限は無期限です。すなわち努力は永久に続けるという決意です。多様性の幅まで明示することは大変な作業です。しかし現在倫理委員会では倫理規程の改訂のため議論を続けていますが、その議論の中からも多様性の幅が浮かび上がってきています。これを公開することで、近い将来、ある程度は多様性の幅までお示しできるのではないかと考えています。

2005 年修正版策定にあたり頂いたご意見

匿名希望P様から頂いたご意見

「一方、組織の構成員は組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできない」とありますが、言おうとしていることが分かりません。「組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する」ことは、倫理的には問題があると思います。

3段落目「日本原子力学会会員～整備に努める。」は、論旨が混乱しているように感じます。

3段落目全体を書き直した方がいいと思います。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.11.29 回答）

ご指摘の通りこの文章は論旨が混乱しています。その理由は、「組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視してはならない」とこと、「組織の責務だからといって個人会員に無関係のものではなく、個人会員も組織がその責務を果たすよう努力すべき」だということを一緒に言おうとして舌足らずになったためです。また、組織が守るべきものは倫理規程では最

小限必要なことに限る方針で改訂しましたので、「多く含まれる」の「多く」も削除すべきことに気付きました。文章全体も見直し、次のように修文させていただきます。

日本原子力学会の会員には個人会員（正会員，推薦会員，学生会員からなる個人会員）のほか，企業や法人等の組織が対象となる賛助会員の企業または団体も含まれる。が、いる。そのため本倫理規程には，個人会員として守るべきものばかりでなく，企業や団体という組織が守るべきものも多くも含まれている。一方，組織の構成員は組織の利益のみを優先させ，組織の責務を軽視する場合があるが，そうであってはならない。さらに個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできないことを銘記する。また，賛助会員の企業または団体は，本倫理規程が遵守されるよう，率先して組織内の体制の整備に努める。

2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

澤田隆様から頂いたご意見

「組織の目先の利益を優先させる」ことが問題なのはよく分かる。組織が倫理（規程）を遵守することは、長期的には組織が社会から信頼を獲得し組織の利益になると考えて行動することが良いのか悪いのか、分かるように記載していただきたい。

頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

倫理委員会としましては、現条文でも「長期的には組織が社会から信頼を獲得し組織の利益になると考えて行動することは良い」ということは含まれていると考えております。ただこれを明記してしまうと、「組織の利益」を優先した論理に陥る恐れが大きいのではないかと考えます。そうならないための適切な表現が難しいことから、記載を追加することは見送らせていただきたいと思います。なお倫理委員会内部においても、そのような記載があってもよいという意見がかなりあったことも申し添えます。